

令和7年10月 2日
第2回総合計画審議会 資料1
企画財政部 企画課

第5次狹山市総合計画

基本構想・前期基本計画

案

目次

第5次狭山市総合計画の前提条件	1
1 計画の策定にあたって	2
(1) 策定の趣旨	2
(2) 計画の構成と期間	2
2 狹山市の概況	3
(1) 地形と位置	3
(2) 人口	3
(3) 暮らし	4
(4) 財政	5
3 狹山市を取り巻く社会状況	6
(1) 本格的な人口減少時代の到来	6
(2) 「人生100年時代」における健康と生きがいづくり	6
(3) 「子どもまんなか社会」の実現に向けた取組と次世代に対応した教育の推進	6
(4) 人口減少に対応したまちづくりの推進	7
(5) 暮らしの安全・安心への意識の高まり	7
(6) 環境問題への対応と持続可能なまちづくりの実現	8
(7) 経済状況の不透明化と人的資本投資の重要性の高まり	8
(8) 多文化共生の実現と多様性の尊重	9
(9) 協働の推進	9
(10) 持続可能な行財政基盤の確立と行財政改革の推進	9
(11) DXの推進	10
I 基本構想（案）	11
第1章 将来像	12
第2章 まちづくりの基本理念と基本方針	12
第3章 将来人口	14
第4章 土地利用構想	15
1. 土地利用の方針	15
2. 都市構造	15
3. 都市的土地利用	17
4. 自然的土地利用	17
5. 土地利用転換	17

II 前期基本計画（案）	19
重点テーマ	20
施策体系図	22
第1章 環境共生～環境にやさしい持続可能なまちづくり～	24
第1節 人と自然が共生するまち	25
第2節 地球にやさしい資源が循環するまち	32
第2章 健康福祉～地域の多様な人々が健康で幸せに暮らせるまちづくり～	34
第1節 健康で生き生きと暮らせるまち	35
第2節 こどもが幸せに暮らせる、子育てしやすいまち	42
第3節 高齢者が安心して暮らせるまち	49
第4節 障害の有無に関わらず自分らしく生活できるまち	53
第3章 都市基盤～便利で快適な都市空間を形成するまちづくり～	57
第1節 魅力ある住みやすく便利なまち	58
第2節 安全で快適なまち	67
第4章 産業経済～人を中心に地域の産業が元気になるまちづくり～	75
第1節 働きがいを感じ、働き方を見つけられるまち	76
第2節 企業・事業者が元気なまち	78
第3節 地域産業を活かした魅力あるまち	81
第5章 教育文化～人を育み文化を創造するまちづくり～	88
第1節 豊かな学びで人を育むまち	89
第2節 未来へはばたく“さやまっ子”を育むまち	93
第3節 人権と平和が尊重されるまち	102
第4節 文化を通して豊かな心を育むまち	105
第6章 市民生活～地域でともに支え合う安全・安心なまちづくり～	109
第1節 一人一人が主役のまち	110
第2節 災害対応に優れたまち	114
第3節 安全・安心に暮らせるまち	118
計画推進のために	124

第5次狭山市総合計画の前提条件

総合計画策定にあたって前提条件をまとめたもので、第5次狭山市総合計画の「序論」となる資料です。

1 計画の策定にあたって

(1) 策定の趣旨

総合計画とは、長期的な展望に立って本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けて実施する施策や事業の体系と内容を示したものであり、狭山市における最も上位の計画です。

本市では、昭和46年度（1971年度）に「狭山市総合振興計画」、昭和61年度（1986年度）に「第2次狭山市総合振興計画」、平成13年度（2001年度）に「第3次狭山市総合振興計画」、平成28年度（2016年度）に「第4次狭山市総合計画」を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきましたが、社会情勢が急激に変化している近年において、地方創生を一層推進するにあたっては、地方自治体には、より効率的で柔軟な行財政運営が求められています。

本計画は、このような時代に対応したまちづくりと行財政運営の方向性を示し、本市に関わる全ての人たちとの連携・協働のもとで次世代につながる元気なまちづくりを進めていくために策定するものです。

(2) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」から構成されます。

ア 基本構想

長期的展望に立った狭山市の将来像と、これを実現するための基本理念と基本方針を示したもので、計画期間は令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間です。

イ 基本計画

基本構想をもとに、分野ごとに実施する施策の体系とその内容を示したもので、

計画期間は基本構想の10年間を前期・後期に分け、前期を令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）まで、後期を令和13年度（2031年度）から令和17年度（2035年度）までのそれぞれ5年間とします。

ウ 実施計画

基本計画をもとに、向こう3か年で実施する事業を具体的に示したもので、

計画期間は3か年とし、毎年度ローリング（見直し）を行います。

2 狹山市の概況

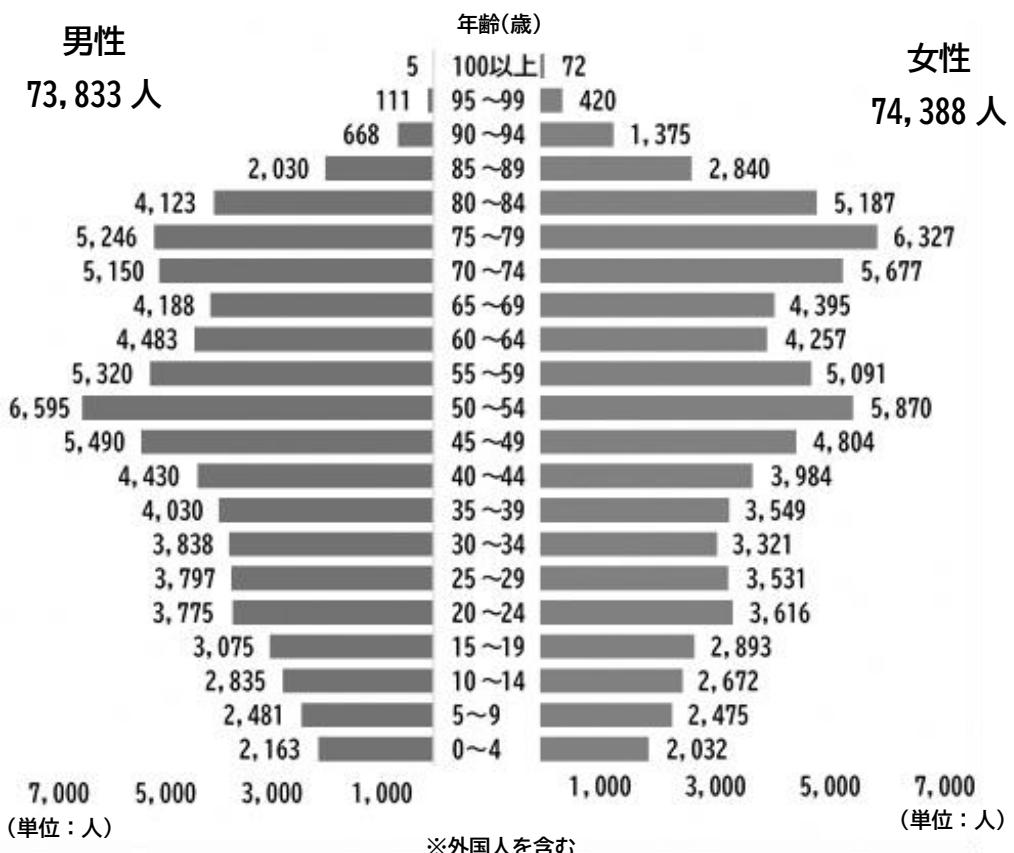
(1) 地形と位置

本市は、東京都心から40キロメートル圏の埼玉県南西部に位置し、武蔵野台地の豊かな緑と入間川の恵みを受け、住みよい住宅都市として、また県下有数の工業都市として着実に歩み続け、大きく発展してきました。



(2) 人口

ア 年齢男女別人口（令和7年1月1日現在）



※計画策定時には最新の数値に差し替えます。

イ 住民基本台帳人口・世帯数の推移（各年1月1日現在）



※昭和29年は7月1日現在

※平成25年以降は、住民基本台帳に外国人を含む。（住民基本台帳法改正及び外国人登録法廃止に伴う）
※計画策定時には最新の数値に差し替えます。

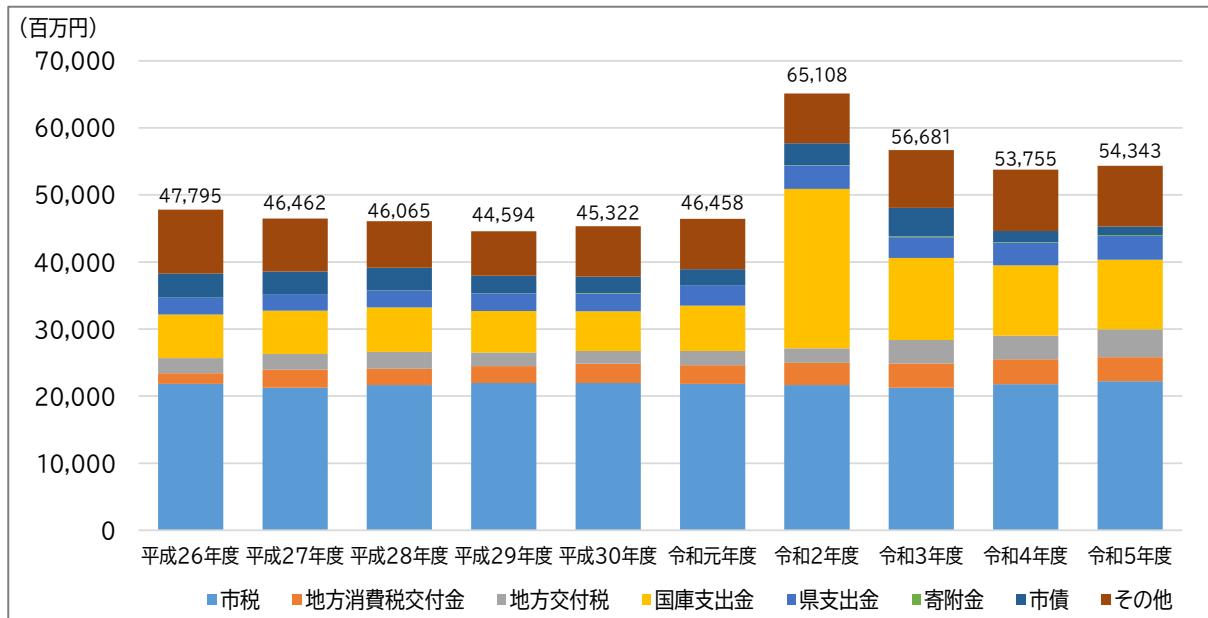
（3）暮らし

	項目	数値	時点
1	人口密度	3,025.5人/km ²	令和7年1月1日
2	1世帯あたりの人員	2.0人	令和7年1月1日
3	平均年齢	50.3歳	令和7年1月1日
4	製造品出荷額等	1,159,612百万円	令和4年
5	教員1人あたり生徒数	中学生15.2人	令和6年5月1日
6	進学率	中学生98.6%	令和6年5月1日
7	市民1人あたり蔵書数	蔵書数4.53冊	令和5年度
8	市民1人あたり貸出冊数	貸出数5.33冊	令和5年度
9	1事業所あたり年間商品販売額	卸売り587百万円	令和3年6月1日
10	1事業所あたり年間商品販売額	小売り176百万円	令和3年6月1日
11	市民1人あたり都市公園面積	7.16 m ²	令和6年3月31日
12	教員1人あたり児童数	小学生16.5人	令和6年5月1日
13	医師1人あたり市民数	481.8人	令和4年12月31日
14	市職員1人あたり市民数	159.8人	令和7年4月1日
15	市民1人あたり平均所得	2,894千円	令和3年

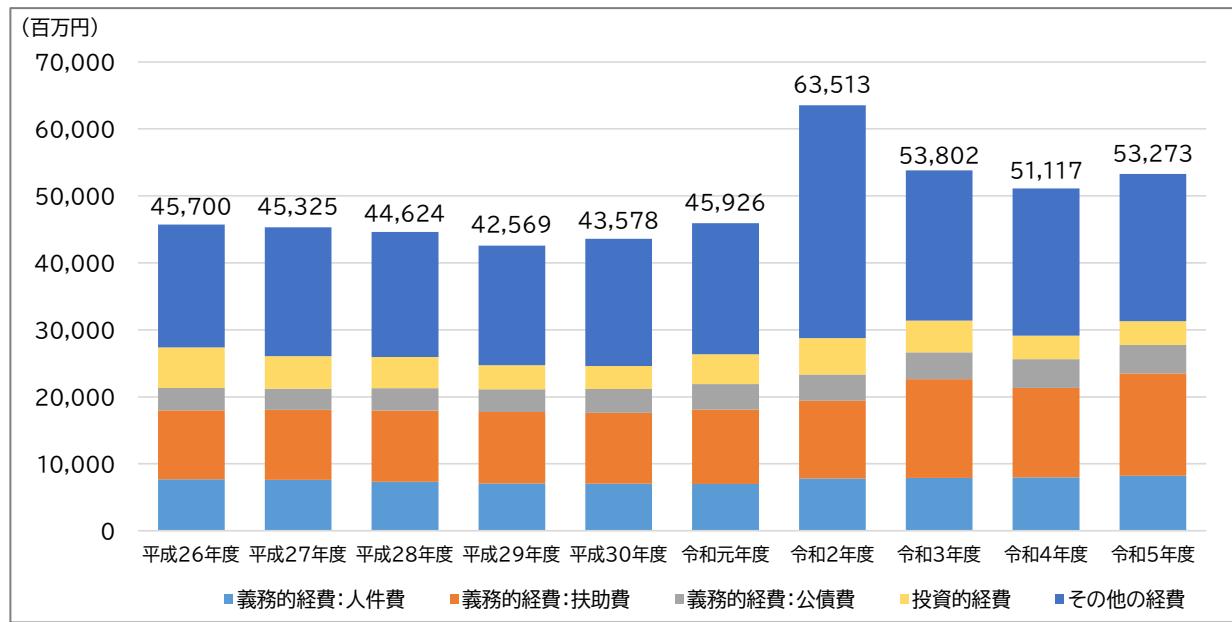
※計画策定時には最新の数値に差し替えます。また、各指標には埼玉県の平均値を併記します。

(4) 財政

ア 普通会計決算額（歳入）



イ 普通会計決算額（歳出）



※計画策定期はグラフに令和6年度の数値を追加したものに差し替えます。

3 狹山市を取り巻く社会状況

(1) 本格的な人口減少時代の到来

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」において、2100年には我が国の総人口が6,000万人程度まで減少することが見込まれています。国では、若年世代の所得向上と雇用の改善、人への投資の強化による総人口8,000万人の定常化を目指しており、国民一人一人の豊かさや幸福度（ウェルビーイング）を高め、人口減少時代においても成長できる社会を形成していくことが求められています。

(2) 「人生100年時代」における健康と生きがいづくり

総務省の「人口推計」において、令和6年（2024年）10月1日現在の65歳以上人口は3,624万人となり、総人口に占める割合も29.3%とその割合は世界で最高となるなど、超高齢社会が進行しており、医療や介護、年金などの社会保障制度の維持や労働力の確保など、あらゆる側面への影響が懸念されています。

一方、「人生100年時代」と言われるように、従来の「老後」の概念が大きく変化するなか、高齢者の就労者数の増加が続くなど、更なる社会参加への期待が高まっています。

今後も、現役世代が急激に減少し、高齢者人口がピークを迎える「2040年問題」に対応するため、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めるとともに、予防・健康づくりの推進と健康寿命¹の延伸を図ることで、高齢になっても元気に活躍し続けられる社会づくりが求められています。

(3) 「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組と次世代に対応した教育の推進

厚生労働省の「人口動態統計」において、令和6年（2024年）の出生者数は68万6,061人で、統計開始以来最少となりました。また、同年の合計特殊出生率は1.15で、人口維持に必要な2.07を大きく下回っており、総人口に占める15歳未満人口の割合も過去最低となっており、社会全体でこどもを産み育てやすい環境をつくることが急務となっています。

こうしたなか、国は、令和5年（2023年）4月にこども家庭庁を設置し、こどもの権利と意思を尊重しつつ、こどもと家庭の福祉や健康の向上など、こどもに係る各種政策を推進し、「こどもまんなか社会²」の実現を目指しています。

教育については、変化の激しい時代に対応できる人材を育成する場として、その役割がますます重要視されているなか、ICT³を教育の質の向上に活用するなどの新しい取組が進められています。

¹ 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

² こどもまんなか社会

全てのこどもと若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会のこと。

³ ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報処理や通信に関する技術のこと。

（4）人口減少に対応したまちづくりの推進

少子高齢化や核家族化の進行を背景に、地域コミュニティの希薄化が進み、自治会の加入率の低下や地域活動の担い手不足が加速することが懸念されています。こどもから高齢者までの多様な世代が地域の中でつながり、それぞれが抱える生活課題の解決に向けて取り組むことが求められています。

また、行政だけで全ての地域課題に対応することが困難になっているなかで、ソーシャルビジネス⁴やESG投資⁵など、企業にも利益追求だけではないパブリックマインド⁶の広がりが見られます。

さらに、地域住民や企業と連携し、「コンパクト・プラス・ネットワーク⁷」のまちづくりを推進することで、生活環境の維持・確保のみならず、持続的な地域の活性化につながることが期待されています。

（5）暮らしの安全・安心への意識の高まり

近年、台風や豪雨などの風水害や土砂災害が頻発化・激甚化しています。こうした大規模な災害によって、人々の生活や社会経済活動に甚大な被害が生じることを防ぐためには、ハード・ソフト両面で防災・減災対策を講じることが必要です。

また、全国的に減少傾向にあった刑法犯認知件数が、近年では増加傾向にあり、犯罪の巧妙化や凶悪化が進み、高齢者が被害にあうケースが増加しており、安全・安心なまちづくりへの意識が更に高まっていることから、行政と関係団体との連携の強化や、見守り活動の充実など、社会全体で安全・安心の確保に取り組むことが求められています。

⁴ ソーシャルビジネス

ビジネスの手法を活用して社会的課題の解決を目指す事業活動のこと。

⁵ ESG投資

売上や利益などの財務情報だけでなく、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治）を考慮した投資のこと。

⁶ パブリックマインド

個人の利益だけでなく、社会への関心や公共の利益を大切にする精神や態度のこと。

⁷ コンパクト・プラス・ネットワーク

都市機能を集約し、それらを公共交通網で連携させることで持続可能なまちづくりを目指す概念のこと。

（6）環境問題への対応と持続可能なまちづくりの実現

地球規模での気候変動により、自然災害の激甚化、生物多様性⁸の喪失、干ばつや洪水による水・食糧不足などが世界各地で引き起こされています。平成27年（2015年）に採択された「パリ協定」では、世界共通の長期目標として世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ1.5℃に抑えることを掲げるなど、持続可能な社会の構築に向けた動きが世界的に進められています。

我が国では、地球温暖化対策として、令和32年（2050年）までに温室効果ガス⁹の排出量実質ゼロを目指す「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、再生可能エネルギー¹⁰の導入拡大や一層の省エネルギーの推進が求められており、それに加え、自然環境や生態系¹¹の保全、ごみ排出量の削減なども求められています。

（7）経済状況の不透明化と人的資本投資の重要性の高まり

ロシアのウクライナ侵攻や米中対立などの地政学リスク¹²の高まりは、エネルギー価格の高騰や原材料の供給不足など、企業の事業活動に多様で多大な影響を及ぼしています。

我が国では、今後も生産年齢人口の減少が續くなか、女性や高齢者、外国人、障害者など誰もが働きやすい環境を整備し、必要な労働力を確保するとともに、AI¹³などのデジタル技術を活用した労働生産性の向上が求められています。

製造業については、地政学リスクなどへの備えの観点から国内投資への重要性が高まり、人手不足が強まっている一方、グローバルビジネス展開を急拡大させており、売上の過半を海外市場で稼ぐ構造にシフトしています。

商業については、日本国内のインターネットによる商取引は年々拡大を続けている一方、地域内のつながりや顔の見える関係性を大切にしながら地域経済の好循環を目指すローカルエコノミー¹⁴の重要性が再認識されています。

農業については、担い手の高齢化や後継者不足が深刻化するなか、農地の集積・集約化の動きや、ICT¹⁵やロボット技術を活用したスマート農業¹⁶などの取組が広がりを見せています。

⁸ 生物多様性

様々な生物がお互いにつながり、直接的・間接的に支え合って生きていること。

⁹ 温室効果ガス

太陽からの熱を吸収し、地球の表面を暖める働きがある二酸化炭素やメタンなどの気体のこと。

¹⁰ 再生可能エネルギー

太陽光や風力、水力など、永続的に利用することができる非化石エネルギー源のこと。

¹¹ 生態系

様々な生物とそれらを取り巻く大気や土、水などの環境が一体となったシステムのこと。

¹² 地政学リスク

国家や地域における地理的・政治的な状況に起因する経済活動上のリスクのこと。

¹³ AI

Artificial Intelligence（人工知能）の略で、人が行う学習、推論、問題解決などの知的活動をコンピュータに模倣させる技術のこと。

¹⁴ ローカルエコノミー

地域の資源を地域内で循環させる経済活動のこと。

¹⁵ ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報処理や通信に関する技術のこと。

¹⁶ スマート農業

情報通信技術やロボット技術を活用し、作業の超省力化や高品質生産などを実現する新たな農業のこと。

(8) 多文化共生の実現と多様性の尊重

ヘイトイスピーチ¹⁷やインターネット・SNS¹⁸上の誹謗中傷、外国人や性的少数者に対する差別など、様々な人権問題が顕在化しています。バックグラウンドや年齢、性別、国籍、障害、性自認などの属性に関わらず、地域社会から排除されることなく、全ての人が地域社会の一員として社会参画することができる、誰一人取り残さない社会的包摶による地域共生社会¹⁹の実現が求められています。

また、多様性を認め、誰もが自分らしく活躍し、人として尊重され、共に生きる社会を築くために、男女共同参画社会の推進や障害者への合理的配慮²⁰の推進、インクルーシブ教育²¹の推進など、あらゆる面からの取組が求められています。

(9) 協働の推進

地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、地域課題も複雑化しています。市民ニーズの多様化や社会の変化に対応するため、様々な主体が、地域の担い手として協働することが求められています。

本市では、平成31年（2019年）に「狭山市協働によるまちづくり条例」を制定し、市民、団体、事業者及び市が目的を共有し、それぞれの役割を認め合いながら連携し、地域の課題を解決し、心豊かで活力に満ちた地域社会を実現する協働によるまちづくりが進展しています。

(10) 持続可能な行財政基盤の確立と行財政改革の推進

生産年齢人口の減少や高齢化の進行による社会保障経費の増加により、地方財政は厳しい状況にあります。持続可能で安定的な行財政運営を行っていくためには、歳入面において、地域経済の活性化により地方税などの自主財源の増加に努めるとともに、歳出面において、老朽化が進行する公共施設の再編やインフラの適正な維持管理のほか、更なる行政サービスの重点化・効率化を進めることができます。

また、行政課題に的確に対応できる職員の育成や体制づくりが求められています。

¹⁷ ヘイトイスピーチ

人種や民族、国籍などを理由に、特定の個人または集団を排斥する差別的言動のこと。

¹⁸ SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上の情報の発信や共有を通じ、利用者同士が交流できるサービスのこと。

¹⁹ 地域共生社会

制度や分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

²⁰ 合理的配慮

障害者の社会参加の機会を保障するため、負担が過重でない範囲で必要かつ合理的な対応をすること。

²¹ インクルーシブ教育

障害の有無や国籍、性別などに関わらず、全ての子供が同じ場で学び合える教育のこと。

(11) DX²²の推進

スマートフォンやタブレット端末を利用したモバイル通信の普及により、デジタル化が市民の身近な生活にも深く浸透し、企業活動においてもコロナ禍を機にテレワークやオンライン会議などの導入が加速しました。

国はデジタル庁を設置しデジタル化の推進に力を入れており、急速に普及が拡大している生成AI²³をはじめとしたICT²⁴の活用で私たちの社会や経済活動を更に変革していくDXの推進が期待されています。

一方、デジタル化によるプライバシー侵害やデータの流出、偽・誤情報の流通・拡散といったリスクに対し、世界的にも規制やルールの議論が進められています。また、インターネットなどの情報通信技術を利用できる人と利用できない人の間に生じる格差を解消し、デジタル化の恩恵を最大限に享受するために、社会全体が一体となって、これらの課題の克服に取り組むことが求められています。

²² DX

Digital Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）の略で、デジタル技術を活用して社会や生活を変革し、新たな価値を創出する概念のこと。

²³ 生成AI

学習した大量のデータを基に、文章や画像、音声などのコンテンツを生成する人工知能のこと。

²⁴ ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報処理や通信に関する技術のこと。

I 基本構想（案）

第1章 将来像

本市では、総合的かつ計画的な行政財政運営を推進するため、昭和46年度（1971年度）から今日まで4次にわたり総合（振興）計画を策定し、昭和61年度（1986年度）に策定した「第2次狭山市総合振興計画」からは、本市の目指すべき将来像を、「緑と健康で豊かな文化都市」と定め、以降、その実現に向けたまちづくりに取り組んできました。

この将来像は、「武蔵野の緑や入間川の豊かな自然に恵まれ、多くの先人たちの英知と不断の努力によって首都近郊の住宅都市として、また、工業都市として発展してきた歩みを大切にしながら、自然と暮らしの調和がとれた生活環境の中で健康的に過ごせる、経済的な豊かさのみならず心の豊かさも実感できる、そして、歴史に育まれた文化を誇れる本市の姿」を示しており、これはこの先も変わらずに、市民や団体、事業者など、本市に関わる全ての人たちと一緒に目指していく理想の姿であると言えます。

こうしたことから、本市では、この先10年間のまちづくりの基本となる第5次狭山市総合計画においても、これまでの将来像を継承し、本市が目指す将来像を次のとおり定めます。

「緑と健康で豊かな文化都市」

第2章 まちづくりの基本理念と基本方針

将来像の実現のため、まちづくりの基本理念と基本方針を次のように定めます。

基本理念1 環境共生 環境にやさしい持続可能なまちづくり

<基本方針>

- ・「人と自然が共生するまち」を目指し、緑と水に恵まれた自然環境の保全を図ります。
- ・「地球にやさしい資源が循環するまち」を目指し、ごみの減量を推進するとともに、経済活動とリンクした資源の循環利用を推進します。

基本理念2 健康福祉 地域の多様な人々が健康で幸せに暮らせるまちづくり

<基本方針>

- ・「健康で生き生きと暮らせるまち」を目指し、健康増進と保健予防の推進、そして社会保障制度の円滑な運営を通じた社会福祉の向上を図ります。
- ・「こどもが幸せに暮らせる、子育てしやすいまち」を目指し、こどもの健やかな成長に必要な子育て支援策の充実を図ります。
- ・「高齢者が安心して暮らせるまち」を目指し、地域包括ケアを推進するとともに、高齢者の生きがいづくりや介護サービス基盤の充実を図ります。
- ・「障害の有無に関わらず自分らしく生活できるまち」を目指し、障害のある方の自立と社会参加を推進します。

基本理念3 都市基盤 便利で快適な都市空間を形成するまちづくり

<基本方針>

- ・「魅力ある住みやすく便利なまち」を目指し、地域の拠点の整備と都市機能の集積により立地適正化を図るとともに、それらを結ぶ道路ネットワークの構築と公共交通ネットワークの構築を図ります。
- ・「安全で快適なまち」を目指し、各種インフラの整備と長寿命化を推進するとともに、災害に強い都市基盤づくりを推進します。

基本理念4 産業経済 人を中心とした地域の産業が元気になるまちづくり

<基本方針>

- ・「働きがいを感じ、働き方を見つけられるまち」を目指し、ライフステージや個々のニーズに合わせた多様な働き方を選択できる環境整備や雇用機会の拡充を図ります。
- ・「企業・事業者が元気なまち」を目指し、企業や事業者の創業支援と、脱炭素社会にも寄与する持続的な経済活動を推進します。
- ・「地域産業を活かした魅力あるまち」を目指し、商業、工業、農業、観光業をはじめとした産業の振興と地域資源の活用を図ります。

基本理念5 教育文化 人を育み文化を創造するまちづくり

<基本方針>

- ・「豊かな学びで人を育むまち」を目指し、いつでもどこでも誰もが学べる生涯学習と、親しめる生涯スポーツを推進します。
- ・「未来へはばたく“さやまっ子”を育むまち」を目指し、これから社会を生きる力を備えるための学力や心身の育成を図るとともに、教育環境の充実を図ります。
- ・「人権と平和が尊重されるまち」を目指し、人権と平和への意識の高揚を図ります。
- ・「文化を通して豊かな心を育むまち」を目指し、伝統文化を大切にしながら、市民文化の振興を図るとともに、国際交流と都市交流を推進します。

基本理念6 市民生活 地域でともに支え合う安全・安心なまちづくり

<基本方針>

- ・「一人一人が主役のまち」を目指し、地域コミュニティの活性化や、男女共同参画を含む多様性を尊重する環境づくりを推進します。
- ・「災害対応に優れたまち」を目指し、自助・共助・公助の考え方のもと、地域防災体制の整備と消防・救急体制の充実を図ります。
- ・「安全・安心に暮らせるまち」を目指し、交通安全対策や防犯対策を推進します。また、基地周辺の生活環境の向上を図ります。

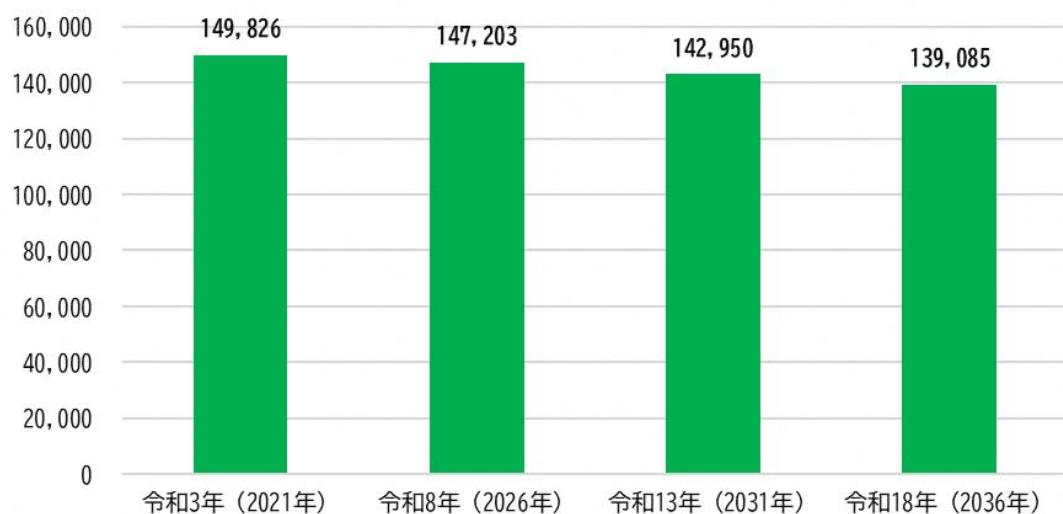
上記の基本理念における全ての取組において、市民や団体、事業者などとの「協働によるまちづくり」、「健全な行財政運営」、効果的な「デジタル技術の活用」を推進します。

第3章 将来人口

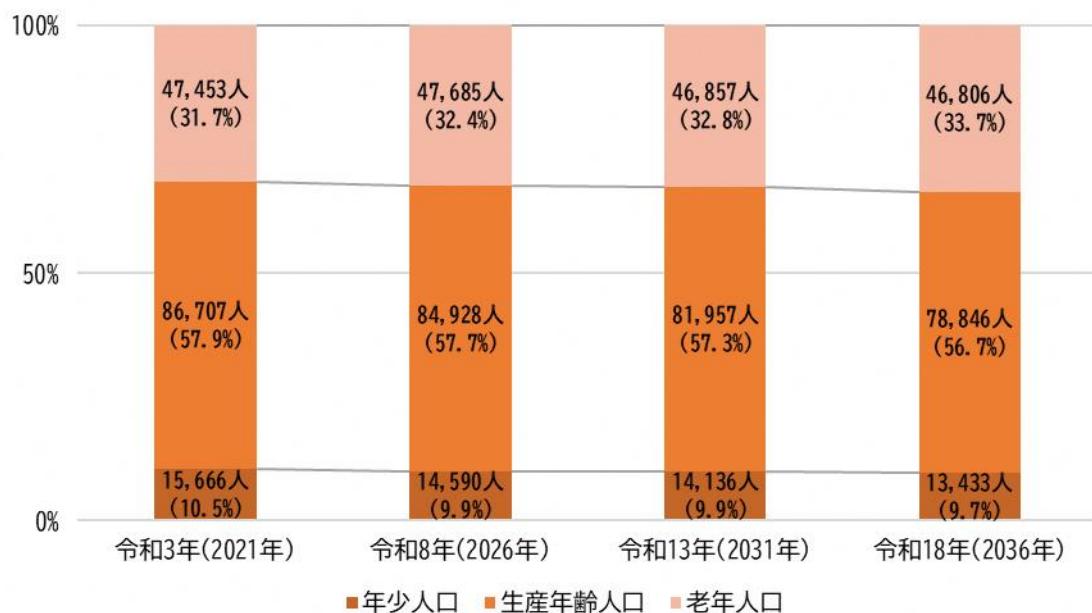
平成27年度（2015年度）に策定した「狭山市人口ビジョン」では、本構想の目標年次である令和18年（2036年）1月1日時点の人口を、130,006人と推測しておりましたが、本計画の策定にあたり、新たな推計を行った結果、おおむね139,000人と推測され、これまでの転入促進などの施策の推進により、大幅に人口減少のスピードが改善される見通しとなっています。

今後もこれまでの歩みを止めることなく、本構想に基づく各種施策に着実に取り組むことにより、140,000人台の人口を維持していきます。

■ 人口の見通し ※各年1月1日現在人口(令和3年は実績、令和8年以降は見通し)



■ 年齢3区分別人口の見通し ※各年1月1日現在人口（令和3年は実績、令和8年以降は見通し）



第4章 土地利用構想

1. 土地利用の方針

土地は、現在そして将来にわたり、公共の福祉に寄与するかけがえのない財産であり、市民生活や事業活動などの基盤となるものであることから、本市の将来像の実現のため、「第2章 まちづくりの基本理念と基本方針」を踏まえながら、計画的な土地利用を推進します。

2. 都市構造

(1) 中枢拠点（狭山市駅周辺）

本市の中心的な拠点として、市の顔となる魅力と利便性の向上を目指した都市機能の充実を図ります。

(2) 地域拠点（入曽駅周辺・新狭山駅周辺）

生活の利便性を高める拠点として、活気ある地域の発展を目指した都市機能の充実を図ります。

(3) 地域拠点（稻荷山公園駅周辺）

既存の公共施設や文教施設を活かした地域拠点の形成を図ります。

(4) 工業・流通拠点

既存の工業団地については、拠点にふさわしい環境の整備を推進します。また、新たな拠点の形成を図ります。

(5) 水と緑の拠点

豊かな自然環境を生かした親しみある公園や潤いのある水辺空間について、整備や保全により、拠点の形成を図ります。

(6) 交通網の形成

広域や近隣の都市を結ぶとともに、都市の骨格となる道路ネットワークの構築と公共交通ネットワークの構築を図ります。

《都市構造図》



凡例

	中枢拠点		自動車専用道路		地域内幹線道路（構想）
	地域拠点		主要幹線道路		核都市広域幹線道路（構想）
	工業・流通拠点		幹線道路		主要な緑地
	緑の拠点		地域内幹線道路		鉄道・駅
	水の拠点		都市計画道路 以外の県道		

3. 都市的土地利用

(1) 住宅地

既存の住居系地区について、良好な住環境の形成に向け、計画的な整備改善を推進します。

(2) 商業・業務地

商業・業務地の拡充などを通じ、地域の活性化に向けて土地の有効利用を推進し、都市機能の充実を図ります。

(3) 工業地

都市としての自立性や活力の創出に向けた土地利用を推進し、住居などが混在する地区については、周辺環境と調和した土地利用を推進します。

(4) 公園・緑地

大規模公園については、スポーツ・レクリエーション活動の場として機能の充実を図るとともに、身近な公園については、憩いとやすらぎの場として、計画的な維持管理を推進します。

また、市街地に残された緑地の保全を推進し、緑豊かな街並みの形成を図ります。

4. 自然的土地利用

(1) 樹林地

平地林や斜面林などについては、緑豊かな自然環境を保全することを優先に、適正な土地利用を推進します。

(2) 農用地

市街化調整区域内の農用地について、優良な農地を保全することを優先に、適正な土地利用を推進します。

(3) 集落地等

身近な自然環境などを生かした生活環境と居住環境を保全するため、周辺環境と調和した適正な土地利用を推進します。

5. 土地利用転換

中枢拠点の拡充及び工業・流通拠点の拡張に向け、周辺環境と調和した土地利用を図ります。

また、既存の工業地区の周辺で工業地としての立地条件を備えた地区については、工業や流通機能などの立地を促進するとともに、幹線道路などの沿道については、交通の利便性を生かし、商業機能や流通機能などの立地を促進します。

《土地利用構想図》



凡例

Legend for the map:

- 住宅地 (Residential area): Yellow square
- 樹林地 (Forested area): Green square
- 主な道路 (Main road): Solid black line
- 土地利用転換構想地区 (Land use conversion planning area): Dashed oval
- 商業・業務地 (Commercial and business area): Purple square
- 農用地 (Agricultural land): Brown square
- 主な道路 (構想) (Planned main road): Dashed black line
- 工業地 (Industrial area): Light blue square
- 集落地等 (Clustered residential areas): Light yellow square
- 河川 (River): Blue line with a wavy pattern
- 公園・緑地 (Park and green space): Green square
- 鉄道・駅 (Railroad and station): Patterned line with a small square symbol

II 前期基本計画（案）

重点テーマ

5年間の前期基本計画の期間において、行財政資源を重点的かつ優先的に配分しながら、本市に関わる全ての主体と連携・協働して取り組んでいく4つの重点テーマと、それらの実現に資する施策などを示しています。

若い世代を伸ばそう

まちと産業の進化を目指そう

人生100年時代を支える健康と安全を守ろう

みんなの力で未来につなごう

テーマ 若い世代を伸ばそう

まちの将来を担う主役は、狭山市発展の原動力となる「若い世代」です。

みんなで若い世代の活躍の場を広げながら、力を伸ばし、可能性を伸ばし、人数も伸ばし、人口減少時代でも活力あるまちづくりを進めます。

施策7 健康づくり・保健予防の推進

施策10 こども・子育て支援の充実

施策11 仕事と子育ての両立支援

施策13 児童虐待防止対策の充実

施策28 多様な働き方の支援と雇用機会の拡充

施策37 教育の内容と支援の充実

施策38 豊かで健やかな心身の育成

施策39 教育環境の充実

施策40 家庭や地域との連携

施策46 男女共同参画の推進

テーマ まちと産業の進化を目指そう

まちを支える基盤は、「都市機能」と「産業」です。

みんなでまちに賑わいを創出し、産業を活性化しながら、まちと産業も社会に合わせてアップデートし、人と企業に選ばれるまちづくりを進めます。

施策19 コンパクトなまちづくりの推進

施策20 道路ネットワークの構築

施策21 公共交通ネットワークの構築

施策22 計画的な土地利用転換

施策29 新たな企業・事業者の育成

施策30 地域産業の支援充実

施策31 地域商業の活性化

施策32 工業の活性化

施策33 農業の活性化

施策34 地域資源を活用した観光の推進

テーマ 人生 100 年時代を支える健康と安全を守ろう

人生 100 年時代を支える土台となるのは、「健康」と「安全」です。

みんなで支え合いながら、誰もが健康で活躍できる、また、安全で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

施策 1 地球環境の保全

施策 7 健康づくり・保健予防の推進

施策 14 高齢者の生きがいづくりの推進

施策 15 地域包括ケアの推進

施策 18 障害者の社会参加の促進

施策 24 住宅などの適正な管理及び安全性の確保の推進

施策 27 安全で安定した上下水道

施策 35 生涯学習の推進

施策 36 生涯スポーツの推進

施策 45 市民主体のまちづくりの推進

施策 47 危機管理防災体制の充実

施策 48 消防・救急体制の充実

施策 49 交通安全対策の充実

施策 50 地域防犯対策の推進

テーマ みんなの力で未来につなごう

わがまち狭山が進む方向は、明るい希望が持てる「未来」です。

みんなで未来に視点を置きながら市政を運営し、不透明・不確実で変わり続ける社会情勢に対し、柔軟に対応するまちづくりを進めます。

施策を支える柱 1 協働によるまちづくり

施策を支える柱 2 健全な行財政運営

施策を支える柱 3 積極的なデジタル技術の活用

施策体系図

■ 第1章 環境共生～環境にやさしい持続可能なまちづくり～

節	施策
1 人と自然が共生するまち	1 地球環境の保全
	2 生活環境の保全
	3 環境保全への主体的参加
	4 緑地の保全と緑化の推進
2 地球にやさしい資源が循環するまち	5 循環型社会の形成

■ 第2章 健康福祉～地域の多様な人々が健康で幸せに暮らせるまちづくり～

節	施策
1 健康で生き生きと暮らせるまち	6 福祉の総合的な推進
	7 健康づくり・保健予防の推進
	8 地域医療体制の充実
	9 社会保障制度の円滑な運営
2 こどもが幸せに暮らせる、子育てしやすいまち	10 こども・子育て支援の充実
	11 仕事と子育ての両立支援
	12 ひとり親家庭の自立支援の推進
	13 児童虐待防止対策の充実
3 高齢者が安心して暮らせるまち	14 高齢者の生きがいづくりの推進
	15 地域包括ケアの推進
	16 介護サービスの充実
4 障害の有無に関わらず自分らしく生活できるまち	17 障害者の自立支援の促進
	18 障害者の社会参加の促進

■ 第3章 都市基盤～便利で快適な都市空間を形成するまちづくり～

節	施策
1 魅力ある住みやすく便利なまち	19 コンパクトなまちづくりの推進
	20 道路ネットワークの構築
	21 公共交通ネットワークの構築
	22 計画的な土地利用転換
	23 住みよいまちづくりの推進
2 安全で快適なまち	24 住宅などの適正な管理及び安全性の確保の推進
	25 雨水対策の推進
	26 安全で快適な道路環境の維持・保全
	27 安全で安定した上下水道

■ 第4章 産業経済 ～人を中心に地域の産業が元気になるまちづくり～

節	施策
1 働きがいを感じ、働き方を見つけられるまち	28 多様な働き方の支援と雇用機会の拡充
2 企業・事業者が元気なまち	29 新たな企業・事業者の育成
	30 地域産業の支援の充実
3 地域産業を活かした魅力あるまち	31 地域商業の活性化
	32 工業の活性化
	33 農業の活性化
	34 地域資源を活用した観光の推進

■ 第5章 教育文化 ～人を育み文化を創造するまちづくり～

節	施策
1 豊かな学びで人を育むまち	35 生涯学習の推進
	36 生涯スポーツの推進
2 未来へはばたく“さやまっ子”を育むまち	37 教育の内容と支援の充実
	38 豊かで健やかな心身の育成
	39 教育環境の充実
	40 家庭や地域との連携
3 人権と平和が尊重されるまち	41 人権尊重意識の高揚
	42 平和意識の高揚
4 文化を通して豊かな心を育むまち	43 文化の振興
	44 國際交流と都市交流の推進

■ 第6章 市民生活 ～地域でともに支え合う安全・安心なまちづくり～

節	施策
1 一人一人が主役のまち	45 市民主体のまちづくりの推進
	46 男女共同参画の推進
2 災害対応に優れたまち	47 危機管理防災体制の充実
	48 消防・救急体制の充実
3 安全・安心に暮らせるまち	49 交通安全対策の充実
	50 地域防犯対策の推進
	51 市民相談と消費生活相談の充実
	52 基地周辺環境の整備の推進

■ 計画推進のために

施策を支える柱1 協働によるまちづくり

施策を支える柱2 健全な行財政運営

施策を支える柱3 積極的なデジタル技術の活用

第1章 環境共生

～環境にやさしい持続可能なまちづくり～

節	施策
1 人と自然が共生するまち	1 地球環境の保全
	2 生活環境の保全
	3 環境保全への主体的参加
	4 緑地の保全と緑化の推進
2 地球にやさしい資源が循環するまち	5 循環型社会の形成

第1節 人と自然が共生するまち

施策1 地球環境の保全

施策の目指す姿

市民や団体、事業者などと協働し、温室効果ガス¹排出量の抑制や生態系²の保全に取り組むことで、地球環境の保全に寄与しています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和4年度	令和12年度
狭山市全体の温室効果ガス排出量	849千t-CO ₂	533千t-CO ₂

施策の現状

- 令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするゼロカーボンシティ³の実現に向け、市民や事業者に対するクリーンエネルギー⁴の活用を促進する補助制度や情報提供などに取り組んでいます。
- 令和3年（2021年）2月に、埼玉県西部地域まちづくり協議会⁵で『「ゼロカーボンシティ」共同宣言』を行い、近年は産業部門の温室効果ガス排出量削減に広域的に取り組んでいます。
- 持続可能な環境に不可欠となる豊かな生物多様性⁶に支えられた生態系保全のため、特定外来生物⁷の駆除などを行っています。

施策の課題

- 令和32年（2050年）ゼロカーボンシティの実現に向け、更なる省エネルギー化や再生可能エネルギー⁸の活用が必要です。
- 多様な生物が共生する環境を守るため、生態系の保全が必要です。

主なとりくみ

（1）ゼロカーボンシティの実現

- 市民や団体、事業者などと協働し、太陽光発電や省エネルギー機器の導入など温室効果ガス排出量がより少ないエネルギーへの転換を促進します。
- 公共施設において、更なる再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー機器の導入を推進します。

¹ 温室効果ガス

太陽からの熱を吸収し、地球の表面を暖める働きがある二酸化炭素やメタンなどの気体のこと。

² 生態系

様々な生物とそれらを取り巻く大気や土、水などの環境が一体となったシステムのこと。

³ ゼロカーボンシティ

2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す地方公共団体のこと。

⁴ クリーンエネルギー

太陽光や風力、地熱などの環境負荷が少なく、持続可能な形で利用可能なエネルギーのこと。

⁵ 埼玉県西部地域まちづくり協議会

埼玉県の西部地域にある所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の5市で構成する協議会のこと。

⁶ 生物多様性

様々な生物がお互いにつながり、直接的・間接的に支え合って生きていること。

⁷ 特定外来生物

生態系や人の生命、農林水産業へ被害を及ぼすおそれがあり、法律で指定されている外来生物のこと。

⁸ 再生可能エネルギー

太陽光や風力、水力など、永続的に利用することができる非化石エネルギー源のこと。

(2) 生態系の保全

- 生物多様性に配慮した良好な生態系の保全を図るため、生態系に影響を及ぼす外来生物などの情報発信や防除対策を推進します。

関連個別計画

第3次狭山市環境基本計画

関連するSDGsのゴール



施策2 生活環境の保全

施策の目指す姿

工場や事業所において環境法令が遵守されるとともに、市民一人一人が率先して環境美化活動に取り組むことにより、地域の生活環境が良好に保たれています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
特定事業場・工場排水の規制基準の達成率	88.6%	100%

施策の現状

- 大気環境や水環境などの良好な状態を維持するため、全環境関連法令に基づく工場や事業所への立入検査及び規制基準の遵守徹底の指導を行っています。
- アダプトプログラム¹に基づき、道路や水辺などの環境美化活動に取り組む団体や事業者を支援しています。
- 不法投棄されやすい場所を中心に、不法投棄を未然に防止するためのパトロールを行っています。

施策の課題

- 環境汚染などを未然に防止するため、継続的な調査に基づいた実態の把握と工場や事業所に対する規制基準の遵守徹底の指導とともに、一般家庭などに対する適正な生活排水処理の指導が必要です。
- 不法投棄物の撤去重量は減少傾向にありますが、引き続き、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向けた意識啓発と美化活動が必要です。

主なとりくみ

(1) 環境汚染などの未然防止

- 環境関連法令に基づく工場や事業所への立入検査や規制基準の遵守徹底の指導により、環境汚染の未然防止を図ります。
- 生活排水対策について、関係機関と連携し、適正な処理方法の周知などを図ります。

(2) 環境調査事業の推進

- 大気、河川、地下水、土壌についての環境調査や、自動車交通に伴う騒音・振動についての道路交通騒音調査を継続的に行い、必要な改善について関係機関へ要請します。また、新たな環境リスク²が確認された場合は、関係機関と連携して調査を行うなど、適切な対応を図ります。
- ダイオキシン類の発生を防止するため、野焼き防止パトロールと排出源に対する指導を行うとともに、野焼き防止の啓発活動を推進します。

¹ アダプトプログラム

市民や事業者が行政と役割分担を定め、一定区間の公共の場所における美化活動を継続的に進める制度のこと。

² 環境リスク

人間活動から生じた環境負荷が原因となり、人の健康や生態系に好ましくない影響を及ぼす可能性のこと。

(3) 環境美化の推進

- ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するため、市民や団体、事業者などによるアダプトプログラムなどの環境美化活動を支援するとともに、不法投棄パトロールや各種キャンペーンでの啓発活動を推進します。

関連個別計画

第3次狭山市環境基本計画

関連するSDGsのゴール



施策3 環境保全への主体的参加

施策の目指す姿

市民一人一人が環境について学び、日々の暮らしのなかで環境負荷の低減に努めるとともに、市民や団体、事業者などの多様な主体が協働し、環境保全に積極的に取り組んでいます。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
環境保全活動に係る協働事業の実施件数	35件	実績値以上

施策の現状

- 市民生活や事業活動において、市民一人一人が環境に配慮した行動をするため、小中学校における環境学習や公民館などにおける環境講座などを行い、環境に対する意識の啓発に取り組んでいます。
- 市民や団体、事業者などの環境保全活動を支援しており、それぞれの活動だけでなく、複数の主体の協働による取組も増加しています。

施策の課題

- 市民一人一人の環境保全への関心を一層高めるための意識啓発が必要です。
- 協働による環境保全活動への積極的な参加の促進による実施主体のネットワークの強化が必要です。

主なとりくみ

(1) 環境学習の推進

- 小中学校や公民館などにおいて、地域の自然や特性を生かした体験型活動などの環境学習の充実を図ります。
- 環境に関する講演会やイベント、出前講座などを開催し、市民の環境に対する意識の啓発を図ります。

(2) 多様な主体とのネットワークの強化

- 市民や団体、事業者など、各主体による環境保全活動を支援するとともに、多様な主体をつなぐ交流の機会の提供などによりネットワークの強化を図ります。

関連個別計画

第3次狭山市環境基本計画

関連するSDGsのゴール



施策4 緑地の保全と緑化の推進

施策の目指す姿

地域制緑地¹の指定や公有地化により、広域的に緑地が保全され、市街地にも緑が増えています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
緑地面積	1,760.8ha	緑地の減少を最小限に留める

施策の現状

- 市内に残された緑地のうち、約133haを貴重な緑地として地域制緑地に指定しており、このうち、まとまった緑地を形成し、保全する必要性が高い稻荷山特別緑地保全地区²・ふるさとの緑の景観地³・入間川左岸斜面緑地・狭山市ふれあい緑地⁴の一部など約23haを公有地化しています。
- 堀兼・上赤坂公園周辺は緑のトラスト保全第9号地⁵として約7haを公有地化し、団体の協力のもと、維持管理を行っています。
- 市街地やその周辺に残された平地林の約2haを借地などにより狭山市ふれあい緑地に指定し、市民や団体との協働による管理のもと、憩いの場として提供しています。
- 身近な緑の創出に向け、樹木の保全や生け垣設置などにより宅地の緑化に取り組んでいるほか、開発事業において、適切な緑地の確保に努めています。

施策の課題

- 豊かな自然環境を守るため、緑地を量・質ともに維持していくことが必要です。

主なとりくみ

(1) 緑地の保全と公有地化の推進

- 市街地に残された緑地のうち、まとまった規模で景観を形成している平地林について、緑地の指定などにより保全を図ります。
- 市民や団体と協働し、地域における緑地保全活動を推進します。
- ふるさとの緑の景観地などの恒久的な保全が必要な緑地について、公有地化を推進します。

¹ 地域制緑地

特別緑地保全地区や緑地保全地区など、法令などに基づき保全するために指定した緑地のこと。

² 特別緑地保全地区

都市において良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため、地方公共団体が都市計画に定める区域のこと。

³ ふるさとの緑の景観地

県の「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づいて指定されている樹林地のこと。

⁴ 狹山市ふれあい緑地

市街地に残された貴重な緑地を保全するため、所有者から借り上げ、市民の憩いの場として開放している緑地のこと。

⁵ 緑のトラスト保全第9号地

埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民の財産として保存していく「さいたま緑のトラスト運動」に基づき、その9号地に選ばれた樹林地のこと。

(2) 緑地の活用と緑化の推進

- 市街地やその周辺に残された緑地の保全を図るとともに、その一部を憩いの場として提供します。
- 住宅や公共施設などの緑化を推進するとともに、緑に親しむイベントの開催などにより、緑化の普及・啓発を図ります。

関連個別計画

第3次狭山市環境基本計画

第2次狭山市緑の基本計画

狭山市森林整備計画

関連するSDGsのゴール



第2節 地球にやさしい資源が循環するまち

施策5 循環型社会の形成

施策の目指す姿

ごみの発生を抑制するとともに、分別の徹底や適正なごみ処理などを行うことにより、資源の有効活用が図られています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
再生利用率 (焼却灰を含めたごみの総資源化量÷ごみの総排出量)	31.1% (暫定値)	実績値以上

施策の現状

- 4R<Refuse(ごみになるものを断る)・Reduce(ごみを減らす)・Reuse(不用になったものを再利用)・Recycle(ごみの分別による再資源化)>の普及・啓発に取り組んでいます。
- 食品ロスの削減やプラスチックごみの発生抑制と分別排出に向けた意識の啓発に取り組んでいます。
- 事業者などに対し、ごみの減量化や適正な分別に関する指導を行っており、事業系ごみの排出量は減少しています。
- 安全で安定したごみ処理を実現するため、効率的なごみの収集やごみ処理施設の適正な運転と維持管理を行っています。

施策の課題

- 更なる再生利用率の向上に向け、4Rの普及・啓発とともに、ごみの減量化とリサイクルの推進が必要です。
- ごみ処理施設の老朽化対策とともに、適正かつ円滑なごみ処理が必要です。

主なとりくみ

(1) 4Rの推進

- イベントなどの開催により、リサイクルプラザの活用を推進するとともに、様々な機会を捉え、4Rの普及・啓発活動を推進します。
- 市民や団体、事業者などによるごみの減量化やリサイクルに関する取組を支援します。
- 事業系ごみの更なる減量化を推進するため、ごみの排出状況を把握するとともに、事業者に対し、分別の徹底など適切な指導を行います。
- 使い捨て(ワンウェイ)プラスチックの使用の抑制や食品ロス削減に向けた取組などにより、ごみの減量化を推進するとともに、生ごみリサイクルやごみの分別などに関する周知の徹底を図ります。

(2) 適正なごみ処理と施設の管理及び更新

- 安全で安定したごみの適正処理を推進するとともに、災害時には、関係機関などと連携し、発生するごみの適正かつ円滑な処理を図ります。
- ごみ処理施設を適正に管理するとともに、計画的な改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

関連個別計画

第3次狭山市環境基本計画

狭山市一般廃棄物処理基本計画

狭山市一般廃棄物処理実施計画

狭山市災害廃棄物処理計画

関連するSDGsのゴール



第2章 健康福祉

～地域の多様な人々が健康で幸せに暮らせるまちづくり～

節	施策
1 健康で生き生きと暮らせるまち	6 福祉の総合的な推進
	7 健康づくり・保健予防の推進
	8 地域医療体制の充実
	9 社会保障制度の円滑な運営
2 こどもが幸せに暮らせる、子育てしやすいまち	10 こども・子育て支援の充実
	11 仕事と子育ての両立支援
	12 ひとり親家庭の自立支援の推進
	13 児童虐待防止対策の充実
3 高齢者が安心して暮らせるまち	14 高齢者の生きがいづくりの推進
	15 地域包括ケアの推進
	16 介護サービスの充実
4 障害の有無に関わらず自分らしく生活できるまち	17 障害者の自立支援の促進
	18 障害者の社会参加の促進

第1節 健康で生き生きと暮らせるまち

施策6 福祉の総合的な推進

施策の目指す姿

地域共生社会¹の実現に向けた福祉サービスの総合的な支援体制の充実と地域福祉の担い手による積極的な活動により、誰もが役割をもって、住み慣れた地域で生き生きと生活しています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
地域住民が運営する集いの場・通いの場 ² の登録件数	245件	275件

施策の現状

- 社会福祉協議会と連携し、地域住民とのつながりを深めた地域福祉活動を推進しています。
- 地域住民が自ら取り組む「自助」、近所での支え合いをはじめ、NPO³や事業者、社会福祉協議会などが地域で協力して取り組む「共助」の力を高め、公的福祉サービスなどの「公助」との連携による福祉の総合的な推進に取り組んでいます。
- 複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対し、関係機関と連携したトータルサポート体制⁴による支援を行っています。
- 住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度⁵の普及・啓発など、権利擁護の推進に取り組んでいます。

施策の課題

- 地域住民や福祉活動者・団体、公的な支援体制の相互連携による「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う地域の実現に向けた取組の一層の推進が必要です。

主なとりくみ

(1) 地域共生社会への意識啓発

- 講座やシンポジウム、研修会などの開催を通じ、地域共生社会についての意識の啓発を図ります。
- 地域福祉活動団体などの先進的な取組が市民に広く認知・理解されるよう、情報を発信します。

¹ 地域共生社会

制度や分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

² 集いの場・通いの場

地域住民が運営するサロンやこども食堂など、住民同士の交流や支え合いを促進する場所のこと。

³ NPO

Non-Profit Organization または Not-for-Profit Organization (非営利組織) の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称のこと。

⁴ トータルサポート体制

様々な地域福祉課題を抱える世帯に対し、自助・共助・公助の適切な組み合わせにより総合的に支援する仕組みのこと。

⁵ 成年後見制度

知的障害や認知症など、ひとりで判断することに不安がある人を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援を行う制度のこと。

(2) 地域福祉活動団体の支援

- 地域住民が主体となって、見守りや社会的な孤立の予防、生活支援などの活動を行う地域福祉活動団体の設立を支援します。
- 地域福祉活動団体が運営する活動拠点の設立を促進します。

(3) 重層的支援体制の推進

- 複雑化・複合化した課題を解決するために、トータルサポート室を中心に包括的相談支援を行うなどの重層的支援体制を推進します。
- 生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的に相談と就労などを支援します。

(4) 権利擁護の推進

- さやま成年後見センターや地域包括支援センターなどと連携し、障害者や高齢者の権利擁護に関する相談対応や啓発を図るとともに、成年後見制度の利用を促進し、判断能力が不十分な人の意思決定を支援します。

関連個別計画

第5期狭山市地域福祉計画

第9期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

第6次狭山市障害者福祉プラン

関連するSDGsのゴール



施策7 健康づくり・保健予防の推進

施策の目指す姿

市民一人一人が「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、こころとからだの健康づくりに取り組みながら健康な生活を送っています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和5年度	令和12年度
健康寿命の延伸※	男性18.56年 女性21.56年	男性20.27年 女性23.27年

※65歳に達した人が要介護2以上になるまでの期間を健康寿命としています。

施策の現状

- 「健康日本21狭山市計画」・「狭山市食育推進計画」・「狭山市歯科口腔保健推進計画」・「狭山市自殺対策計画」に基づき、関係機関・団体と連携し、健康づくりと保健予防を推進しています。
- 健康寿命¹は延伸している一方、全ての世代において運動量が減少するなど、健康無関心層や健康格差が顕在化していることから、健康づくりへの意識の啓発などに取り組んでいます。
- 妊娠・出産・子育て期に特有の心身の健康に関する悩みを抱える方に対し、きめ細かな支援を行っています。

施策の課題

- 健康リスクに関わらず全ての人に働きかける「ポピュレーション・アプローチ」と、健診などにより健康悪化やリスクの存在が明らかになった人に働きかける「ハイリスク・アプローチ」が必要です。また、乳幼児期、青壮年期、高齢期などの人の生涯における段階ごとに働きかける「ライフコース・アプローチ」に着目した取組が必要です。

主なとりくみ

(1) 地域と協働した健康づくり活動の推進

- 関係機関や団体と協働し、地域における健康づくり活動に取り組むとともに、活動の担い手の育成を図ります。
- ライフステージ²に応じて健康増進に取り組めるよう、公共施設や民間施設の活用を促進します。

¹ 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

² ライフステージ

就職や結婚、子育てなど、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方のこと。

(2) 食育の推進

- 関係機関と連携し、食の大切さについての意識の啓発と食事づくり力の向上を図り、食育を推進します。

(3) 歯科口腔保健の推進

- 関係機関と連携し、口腔機能¹や口腔ケアに関する情報を発信し、正しい知識の普及を図ります。
- 歯科疾患予防のため、歯科健診や歯磨き指導の充実を図ります。

(4) こころとからだの健康づくりへの意識啓発

- 市民自らが健康づくり活動を行えるよう、各種講座やイベントなどを開催するとともに、健康遊具の利用を促進し、健康づくりや生活習慣病予防についての意識の啓発を図ります。
- 精神保健の推進とともに、関係機関との連携による各種事業の実施を通じ、こころの健康づくりについての意識の啓発を図ります。

(5) 親子の健康の推進

- 妊娠期から出産・子育てまで、一貫した切れ目のない支援を行います。
- 妊産婦や乳幼児の健康診査により、疾病や支援が必要な家庭の早期発見と必要なサービスへの円滑な接続を推進します。
- 不妊や不育に関する正しい知識の普及を図るとともに、不妊・不育症検査費用の一部を助成します。

(6) 疾病予防の推進

- がんや生活習慣病などの早期発見・早期治療のため、各種健（検）診の受診者の増加を図ります。
- 生活習慣病の予防のため、健康教育と健康相談の充実を図ります。

関連個別計画

第4次健康日本21狭山市計画

第3次狭山市食育推進計画

狭山市歯科口腔保健推進計画

第2次狭山市自殺対策計画

狭山市こども計画

関連するSDGsのゴール



¹ 口腔機能

食べる、飲み込む、話す、笑う、呼吸するなど、健康な生活を送る上で重要な役割を果たす口の機能全般のこと。

施策8 地域医療体制の充実

施策の目指す姿

休日や夜間の緊急時においても身近で安心して診療を受けることができる地域医療体制が確保されています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
小児科救急医療病院群輪番制病院において受診する ことができない時間数	0時間/月	0時間/月

施策の現状

- 初期救急医療体制の充実のため、急患センターを中心に休日の診療体制を確保しているほか、入間市と共同で夜間の診療体制を確保しています。
- 二次救急医療体制¹においては、狭山保健所を中心に、本市と所沢市、入間市で協定を締結し、休日と夜間における広域的な救急医療体制を確保しています。
- 日頃から一人一人の体質や病歴を把握し、身近で安心して受診や相談が受けられるかかりつけの医師や薬剤師（医科・歯科・薬局）の普及と定着を促進しています。

施策の課題

- 休日や夜間に関わらず受診対応できる医療体制の維持が必要です。

主なとりくみ

（1）診療体制の充実

- 急患センターを中心に、休日と夜間の初期救急医療体制の充実を図るとともに、所沢地区医療圏3市（本市と所沢市、入間市）及び西部医療圏5市（本市と所沢市、飯能市、入間市、日高市）における二次救急の病院群輪番体制の充実と強化を図ります。
- 地域医療体制の維持のため、小児科医の確保について、引き続き県に要望します。
- 新興感染症²の発生とまん延に備え、医師会などの関係機関と連携し、医療体制の充実を図ります。
- 医師会などの関係機関と連携し、かかりつけの医師や薬剤師（医科・歯科・薬局）の普及と定着を促進します。

関連個別計画

関連するSDGsのゴール



¹ 二次救急医療体制
入院や手術を必要とする重症の救急患者に対応する救急医療体制のこと。

² 新興感染症
新しく認識され、まん延することにより国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のこと。

施策9　社会保障制度の円滑な運営

施策の目指す姿

各種社会保障制度が円滑に運営されることにより、社会の安定に寄与しています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
生活保護受給者就労支援事業によって支援した件数のうち、就労につながった件数の割合	40.3%	50%
特定健康診査の受診率	44.1%	62%

施策の現状

- 生活保護制度については、稼働年齢層の生活保護受給者に対し、自立に向けた就労支援を行っています。
- 国民健康保険制度については、高齢化や医療の高度化などに伴い医療費が増加していることから、医療費の適正化や保険税収納率の向上などに取り組んでいます。
- 介護保険制度については、要介護・要支援認定者の増加に伴い介護給付費が増加していることから、自立支援や介護予防・重度化防止、介護給付の適正化などに取り組んでいます。
- 国民年金制度と後期高齢者医療制度については、円滑な運営に向けた制度の周知を行っています。

施策の課題

- 生活保護や国民健康保険、介護保険、国民年金、後期高齢者医療などの社会保障制度の適正かつ健全な運営が必要です。

主なとりくみ

(1) 生活保護世帯への自立支援

- 生活保護制度を適正に運営し、生活保護受給者の自立に向けた健康管理支援と就労支援を行います。

(2) 国民健康保険制度と後期高齢者医療制度の円滑な運営

- 診療報酬明細書（レセプト）などの点検による給付の適正化やジェネリック医薬品¹の利用促進による医療費の縮減を図ります。
- 関係機関と連携し、特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率の向上による給付の適正化を図ります。
- 埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図ります。
- 介護予防・重症化予防に向け、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。

¹ ジェネリック医薬品

先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、同等の効き目があるものとして製造販売が承認された医薬品のこと。

(3) 持続可能な介護保険制度の運営

- 介護保険制度の適正かつ健全な運営の確保に向け、介護サービス事業所に対する支援と指導監督を行います。
- 介護人材の確保に向け、埼玉県と連携し、介護職を希望する人材の育成を図ります。
- 介護職の継続及び事業所での定着に向け、資格取得や業務負担の軽減に対する支援を行うとともに、働きやすい職場環境の整備を促進します。
- 適正な要介護認定や適切なケアマネジメント¹の促進、介護報酬請求の適正化など給付の適正化を図ります。

(4) 国民年金制度の啓発

- 国民年金制度への理解を深めるため、制度の周知と啓発を図ります。

関連個別計画

第3期狭山市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

第4期狭山市国民健康保険特定健康診査等実施計画

第9期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

関連するSDGsのゴール



¹ ケアマネジメント

支援を必要としている方が地域で生活できるように、本人の意向をふまえて、適切な保険・医療・福祉サービスなどが利用できるように調整する援助方法のこと。

第2節 こどもが幸せに暮らせる、子育てしやすいまち

施策10 こども・子育て支援の充実

施策の目指す姿

子育て家庭とそのこどもが地域の人に支えられ、安心して子育て・子育ち¹ができます。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
地域子育て支援拠点の利用者数	45,388人	45,500人
子育て相談の件数	341件	350件

施策の現状

- 「狹山市こども計画」に基づき、「こどもまんなか社会²」の実現に向け、様々なこども・子育て支援施策を実施しています。
- 地域における子育て支援の拠点として、総合子育て支援センターと子育てプレイス、地域子育て支援センターにおいて、地域子育て支援拠点事業を実施しています。
- 児童館において、地域におけるこどもの居場所づくりと地域との交流の場として、様々な事業を実施しています。
- 毎月のおたよりの発行や狹山市子育てサイトなどを通じ、子育て支援の情報を発信しています。
- NPO³や民間事業者、ボランティア団体による子育て支援ネットワークが整備され、連携や支援が行われています。
- 市民が主体となって青少年の健全育成活動が活発に行われています。
- 婚活セミナーの開催や出会いの場の提供など婚活支援を行っています。

施策の課題

- こどもの居場所づくりや地域との交流、複雑化・多様化する相談への対応など、総合的にこども・子育て家庭を支援する取組が必要です。
- 青少年の健全育成活動を促進するための環境整備が必要です。

主なとりくみ

(1) こども・子育て支援のための気運の醸成

- 関係機関と連携し、出会いや結婚、子育て、子育ちなどへの様々な支援を通じ、こどもや子育て家庭を社会全体で支える気運の醸成と少子化への対応を図ります。

¹ 子育ち

こども自身が育っていく力を身につけ、自らの力で心身ともに成長すること。

² こどもまんなか社会

全てのこどもと若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会のこと。

³ NPO

Non-Profit Organization または Not-for-Profit Organization (非営利組織) の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称のこと。

(2) こども・子育て支援サービスの充実

- 子育てる親とこどもが気軽に集い、子育ての相談や情報収集、仲間づくりなどができる、地域子育て支援拠点の充実を図ります。
- 多様化する保育ニーズに対応するための一時預かり保育や、全てのこどもの育ちを応援するためのこども誰でも通園制度の充実を図ります。
- 地域で子育てサポートを行う人材の育成を図ります。
- 子育て家庭が抱える悩みを解消するため、子育てに関する情報の発信と相談体制の充実を図ります。
- こどもの心身の健康を増進し情操を豊かにするよう、児童館で行っている様々な活動の充実を図ります。
- 乳幼児から中高生まで、誰もが安心して利用できる居場所づくりや地域との交流の場として、児童館サービスの充実を図ります。

(3) 子育て支援ネットワークの充実

- 地域の子育て支援団体の活動を支援するとともに、さやま子育て支援ネットワークによる団体間の連携の強化を図り、活動の広がりを促進します。
- さやま子育て支援ネットワークに属していない子育て団体を把握し、必要に応じた情報提供などにより運営を支援します。

(4) 青少年の健全育成活動の促進

- 青少年の健全育成の重要性を周知し、健全育成団体への協力や事業への参加を促進します。
- 青少年の非行や犯罪の防止に向け、地域ぐるみで青少年を取り巻く社会環境を整えられるよう、健全育成団体の活動を支援します。
- 青少年が気軽に集い交流できる事業を推進します。

関連個別計画

狭山市こども計画

関連するSDGsのゴール



施策 11 仕事と子育ての両立支援

施策の目指す姿

各種保育施設の活用と学童保育室の拡充による待機児童の解消と、保育の質の確保・向上により、保護者が安心して仕事と子育てができ、子どもが健やかに育っています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
就学前保育施設の待機児童数	16人	0人
学童保育室の待機児童数	119人	0人

施策の現状

- 就学前人口は減少傾向にある一方、女性の就業率の上昇などに伴って保育の申し込み件数は増加していることから、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までに5箇所の認可保育所を開設し、待機児童の解消に向けて取り組んでいます。
- 令和6年（2024年）1月にいりそ次世代支援センターを開設し、入曽保育所を基幹型保育所¹として配置し、地域の子育て支援の充実に向けて取り組んでいます。
- 老朽化が進む公立保育所の保育環境を維持するため、計画的に改修などを行っています。
- 就学前の教育・保育や多様化する保育ニーズへの対応に向け、サービス提供体制の確保に取り組んでいます。
- 児童数は減少傾向にある一方、学童保育室の申し込み件数は増加していることから、公立学童保育室の整備拡充や民間学童保育室の誘致により、待機児童の解消に向けて取り組んでいます。また、管理運営の充実を図るため、一部の学童保育室に指定管理者制度²を導入しています。

施策の課題

- 待機児童解消への取組や多様化する保育ニーズへの対応が必要です。
- 本市全体の保育と子育て支援の質の向上を図るため、公立保育所の機能の充実と施設の環境整備が必要です。
- 学童保育室として活用できる場所と人員の確保が必要です。

¹ 基幹型保育所

地域の子育て支援施設との複合化を見据えて、相談機能の充実や地域連携の強化を図り、保育と子育て支援機能を合わせ持つ保育所のこと。

² 指定管理者制度

地方公共団体に代わり、事業者などが専門知識や技術を生かして公の施設の管理運営をすることができる制度のこと。

主なとりくみ

(1) 就学前保育施設の整備と保育内容の充実

- 待機児童の解消に向け、既存の教育・保育施設の活用や民間保育施設の整備などを促進します。
- 地域の子育て支援の中心的役割を担う基幹型保育所を順次配置し、保育体制や相談機能の充実を図ります。
- 公立及び民間保育所における安全・安心な保育環境の維持と向上に向け、適切な改修工事や修繕などを計画的に推進します。
- 多様化する保育ニーズに適切に対応するため、延長保育を推進するとともに、発達に課題のある児童や医療的ケア児¹の保育など、保育内容の充実を図ります。

(2) 入所相談体制の充実

- 就学前の教育・保育施設への入所を希望する子育て家庭に対し、保育コンシェルジュ²を活用し、保育サービスの円滑な利用に向けた相談支援を行います。

(3) 学童保育室の充実

- 学童保育室の安定的な運営と保育の質を確保するため、放課後児童支援員の育成を図ります。
- 入室児童数の増大などに対応するため、学童保育室の整備を推進します。
- 公立学童保育室における安全・安心な保育環境の維持と向上に向け、適切な設備の更新や修繕を推進します。

関連個別計画

狭山市こども計画

公立保育所の今後の運営に関する基本方針

関連するSDGsのゴール



¹ 医療的ケア児

新生児集中治療室などに長期入院した後、引き続き医療的ケアが日常的に必要なこどものこと。

² 保育コンシェルジュ

保育を希望する保護者の相談に応じ、家庭の事情や希望に合った保育サービスの情報提供を行う専門相談員のこと。

施策 12 ひとり親家庭の自立支援の推進

施策の目指す姿

ひとり親家庭が経済的に安定し、親も子も安心して暮らしています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
母子・父子自立支援プログラム策定の件数	13件	15件

施策の現状

- ひとり親家庭に対し、児童扶養手当とひとり親家庭等医療費支給制度による経済面での支援や母子・父子自立支援員による生活面・就労面などの相談対応、母子・父子自立支援プログラムの策定による就労支援、就職に有利な資格取得を後押しする高等職業訓練促進給付金の支給などにより、自立を促進する支援を行っています。

施策の課題

- ひとり親家庭の経済的な安定と、多様化するニーズに対応するための支援の充実が必要です。

主なとりくみ

(1) 経済的支援と相談援助による自立支援の推進

- 児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の支給などの経済的な支援を行います。
- ひとり親家庭の継続的な就労に向け、こどもが安心して過ごせる場やサービスの充実を図ります。
- 安定した収入が得られるよう、母子・父子自立支援員による就労支援や養育費取得の支援を行います。
- ひとり親家庭のニーズに応じた総合的な支援を行います。

関連個別計画

狭山市こども計画

関連するSDGsのゴール



施策 13 児童虐待防止対策の充実

施策の目指す姿

虐待防止に向けた地域や関係機関による支援のもとで、子育て家庭が安全に暮らしています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
家庭児童相談の件数	6, 953件	6, 800件
支援が必要な家庭に対する関係機関連携会議 (個別ケース会議) の開催数	79回	110回

施策の現状

- 支援が必要な家庭の見守りと支援を行う要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所や民生委員・児童委員などの関係機関で情報を共有し、見守りや支援の方針を協議し、児童虐待の未然防止と早期対応に取り組んでいます。
- オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンや各種講座の開催を通じ、虐待防止への意識の高揚に向けた啓発活動を行っています。
- 支援が必要な家庭が居住地を移動した場合にも確実に情報を共有できるよう、本市と所沢市、飯能市、入間市、日高市において、児童虐待防止に関する連携協定を締結しています。

施策の課題

- 児童虐待に対する正しい知識の普及、早期発見・早期対応と支援が必要な家庭への関係機関が連携したきめ細やかな支援が必要です。

主なとりくみ

(1) 児童虐待防止対策の推進

- 要保護児童対策地域協議会を中心に、地域の関係機関と連携し、支援が必要な家庭への支援方針などの情報を共有し、児童虐待の発生予防を図ります。
- 児童虐待防止に向けた啓発活動を推進します。
- 児童虐待防止に関する連携協定を締結した5市による連携の強化を図るとともに、5市間以外においても、情報共有・情報連携を図ります。

(2) こども家庭センター機能による包括的支援

- こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の一体的実施機能を活かし、不安や悩みを抱える子育て家庭に対する妊娠期からの切れ目のない支援を行うとともに、虐待への予防的対応を行います。
- 関係機関との連携により、ヤングケアラー¹への社会的認知度を高めるための周知・啓発や個々の家庭の状況を踏まえた支援を行います。

関連個別計画

狭山市こども計画

関連するSDGsのゴール



¹ ヤングケアラー
本来大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもや若者のこと。

第3節 高齢者が安心して暮らせるまち

施策14 高齢者の生きがいづくりの推進

施策の目指す姿

高齢者も地域活動の担い手となって、健康で生きがいを持って生き生きと暮らしています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
狹山市老人クラブ連合会で実施する行事への参加者数	1,217人	1,290人

施策の現状

- 地域の高齢者を対象に、健康づくりや仲間づくりを目的として、健康体操やレクリエーションなどのサロン活動に取り組んでいる団体を支援しているほか、高齢者の生きがいづくり活動への参加を促進しています。
- 地域とのつながりが薄れている一人暮らし高齢者などが増えていることから、高齢者団体などにおいては、自治会への呼びかけや広報紙でのPRにより、一緒に活動する人を募っています。
- 高齢者がこれまで培った経験や技術を生かし地域社会で活躍できる場を提供する組織であるシルバー人材センターの運営を支援しています。

施策の課題

- 高齢者の豊富な知識や経験を生かした地域での活動の促進と生きがいづくりの促進が必要です。

主なとりくみ

(1) 高齢者の生きがい活動への参加促進

- 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って充実して暮らせるよう、健康づくりや仲間づくりなどを目的とする事業への参加を促進します。
- 高齢者のニーズを的確に把握するとともに、活動団体を支援し、自主的な活動を促進します。

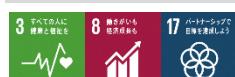
(2) 高齢者自らで地域社会を担うための支援

- 高齢者が持つ豊かな知識や経験の地域社会での活用に向け、ボランティア活動や世代間交流の一層の活性化を図り、社会参加を促進します。
- 高齢者自身が主たる担い手となって地域の課題を解決するための活動を行う団体を支援します。
- 高齢者の就業機会の確保と地域社会への参加に向け、シルバー人材センターの運営を支援します。

関連個別計画

第9期狹山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

関連するSDGsのゴール



施策15 地域包括ケアの推進

施策の目指す姿

医療や生活支援などのサービスが一体的に提供され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
認知症サポーターの養成者数（平成20年度以降の累計）	13,746人	16,700人

施策の現状

- 住み慣れた自宅や地域で高齢者の生活を支えるため、地域包括ケアシステム¹の中心となる地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化、介護予防・日常生活支援総合事業の実施、在宅医療と介護の連携、生活支援コーディネーター²と認知症地域支援推進員³の配置などに取り組んでいます。

施策の課題

- 地域包括ケアシステムの深化と安心して暮らすための支援体制の充実が必要です。
- 高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者や一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者などの増加が予想されていることから、これまでの取組の一層の充実が必要です。

主なとりくみ

（1）包括的支援体制の強化

- 高齢者の多様なニーズに応じた相談対応や支援が行われるよう、地域包括支援センターを中心に各種の相談機関と連携し、包括的な支援を行う体制の充実を図ります。
- 地域包括支援センターの運営が効果的・安定的に行われるよう、定期的な事業評価を行うとともに、職員体制の強化を図ります。
- 地域の多様な関係者と協働し、困難事例についての検討や個別課題の解決事例の蓄積などにより、地域包括ケアシステムの深化を図ります。
- 多職種と連携し、要介護状態の重度化防止と生活の質（QOL）の向上を図るとともに、本人の有する能力を生かしながら自立に向けた支援を行います。

¹ 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、介護や医療、住まいなどを包括的に確保する体制のこと。

² 生活支援コーディネーター

生活支援・介護予防サービスの充実に向け、生活支援の担い手の養成・発掘などの資源開発やそのネットワーク化などを行う者のこと。

³ 認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、医療や介護などの関係機関の連携を推進し、生活支援などを行う専門員のこと。

(2) 認知症施策の推進

- 保健と医療の連携による認知症予防を推進するとともに、認知症の早期発見・早期治療に向け、疾患の進行に応じた適切な支援を行います。
- 認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チーム¹の活動内容を周知し、更なる活用を促進します。
- 認知症に対する理解を促進し、認知症サポーター²などによる地域での見守りや支援の体制づくりを推進するとともに、認知症の人の意思決定の支援や本人からの発信の支援を行います。
- 認知症の人を介護する家族の不安や精神的な負担感の軽減に向け、情報発信による正しい知識の普及を図るとともに、介護者同士の交流の場の充実を図ります。

(3) 在宅生活継続支援の充実

- 医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、多職種協働により在宅医療と在宅介護を一体的に提供できる体制の強化を図ります。
- 疾病や加齢などにより、医学的管理のもとで療養生活を送る高齢者や家族への支援体制の充実を図ります。

(4) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

- 高齢者の住み慣れた地域での居住の確保を支援するとともに、地域で安心して暮らしていくよう、在宅生活を支援するためのサービスの充実を図ります。

関連個別計画

第9期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

関連するSDGsのゴール



¹ 認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、本人と家族に早期に関わり自立生活支援を行うチームのこと。

² 認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を修了し、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする応援者のこと。

施策16 介護サービスの充実

施策の目指す姿

質の高いサービスが安定的に供給され、介護サービスの利用を必要としている人が適切にサービスを受けることができています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）待機者数	227人	100人

施策の現状

- 拡大する介護ニーズへ対応するため、「狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護サービスに必要な施設や事業所、サービス提供体制などの介護サービス基盤を計画的に整備しています。

施策の課題

- 要介護・要支援認定者の増加に伴い、地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な確保が必要です。

主なとりくみ

（1）介護サービスの充実

- 要介護・要支援認定者の増加による介護ニーズの拡大への対応に向け、必要とする人が必要なサービスを適切に利用できるよう、需要に応じたサービス基盤の計画的な整備を推進します。

（2）経済的負担の軽減と情報発信の充実

- 低所得者と心身障害者を対象としたサービス利用の負担軽減を図ります。
- 介護保険制度の仕組みや要介護認定の申請、サービスの正しい利用方法などに関する情報を発信します。

関連個別計画

第9期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

関連するSDGsのゴール



第4節 障害の有無に関わらず自分らしく生活できるまち

施策17 障害者の自立支援の促進

施策の目指す姿

障害の特性や生活状況に応じて適切なサービスが提供され、障害者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
障害福祉サービス利用者数	1,194人	1,547人
障害児通所支援サービス利用者数	645人	840人

施策の現状

- 「障害者福祉プラン」を策定し、障害者施策を計画的かつ継続的に推進しています。
- 障害者やその家族を総合的に支援していくため、専門の相談員を配置し、障害者相談を行っています。
- 障害の特性に応じた適切なサービスを利用できるよう、提供している障害福祉サービスの情報を発信しています。
- 生活の場であるグループホームの整備を促進しています。

施策の課題

- 障害者へのきめ細かな支援体制の充実と、相談支援事業所やサービス提供事業所などとの連携強化が必要です。

主なとりくみ

(1) 障害福祉サービスの利用促進

- 障害者自らの意思で適切なサービスが選択できるよう、障害の特性に配慮した情報提供体制の整備を推進し、サービスに関する情報を発信します。
- 相談支援事業所と連携し、適正な障害福祉サービスの利用を促進します。
- ライフステージ¹に応じて複数のサービスを適正に結びつけることや切れ目ない支援を推進するためのケアマネジメント²の強化を図ります。

¹ ライフステージ
就職や結婚、子育てなど、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方のこと。

² ケアマネジメント
支援を必要としている方が地域で生活できるように、本人の意向をふまえて、適切な保険・医療・福祉サービスなどが利用できるように調整する援助方法のこと。

(2) 障害者支援の充実

- 障害者のニーズを的確に把握し、グループホームや通所施設などの施設整備を促進します。
- 障害のある児童生徒の相談体制と支援体制の充実や、放課後などにおける居場所の充実を図ります。
- 子育て支援施策や母子保健施策と連携し、多角的・専門的な視点を持った児童と家庭への総合的な支援体制の整備を推進します。
- 発達に課題のある未就学児を対象とした個別的な療育や相談などによる児童や家族への支援を行います。

(3) 相談支援体制の充実

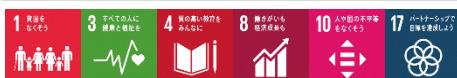
- 障害種別に関わらず、多様な相談を総合的に受けられる障害者相談支援体制の充実を図ります。
- 総合支援コーディネーターの指導・助言により、相談支援専門員の資質の向上を図ります。
- 相談支援専門員によるサービス利用計画の作成とモニタリングを実施し、総合的かつ継続的な相談支援体制の充実を図ります。
- 自立支援協議会において、地域課題の検討や情報の共有を図ります。
- 関係機関と連携し、家族などからの相談を必要なサービスにつなげるコーディネーターを配置し、医療的ケア児¹など支援の充実を図ります。

関連個別計画

第6次狭山市障害者福祉プラン

狭山市こども計画

関連するSDGsのゴール



¹ 医療的ケア児

新生児集中治療室などに長期入院した後、引き続き医療的ケアが日常的に必要なこどものこと。

施策18 障害者の社会参加の促進

施策の目指す姿

障害に対する深い理解と配慮のもと、障害者が就労や文化・スポーツ活動などを通じ、社会に参加しています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
障害者就労支援センターの支援による就職人数	58人	64人

施策の現状

- 障害者の権利擁護や差別解消に向けた啓発活動を推進しています。
- 障害への理解促進に向けた事業「あいサポート運動¹」を実施し、共生社会の実現に向けて取り組んでいます。
- 社会参加と自立支援を推進するため、障害者就労支援センターを設置し、横断的な生活相談と就労相談を行っています。
- 障害者スポーツ事業の周知を行うとともに参加を促進しています。
- 狹山市福祉環境整備要綱に基づき、施設のバリアフリー化を推進しています。

施策の課題

- 障害者の就労と社会参加への支援体制の充実と、障害者の権利擁護や生活のしづらさを解消するための合理的配慮²が必要です。

主なとりくみ

(1) 障害者の就労の促進

- 障害者就労支援センターを拠点として、就労移行支援と就労定着支援を行います。
- 事業主や市民における障害者の就労についての理解を深め、就労機会の拡大を図ります。
- 福祉的就労の場で作られた製品を紹介するとともに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)に基づき、積極的な調達を図ります。

(2) 障害者の文化・スポーツ活動などの推進

- 障害者が文化・スポーツ活動を通じ、様々な人との交流や社会参加ができるよう、活動の周知とともに参加を促進します。
- 関係機関と連携し、障害者が制作した絵画や陶芸などの作品を広く紹介する場の確保の充実を図ります。

¹ あいサポート運動

障害者の特性や困っていることを理解し、少しの手助けや配慮を実践することにより、障害者が暮らしやすい共生社会をともに作っていく活動のこと。

² 合理的配慮

障害者の社会参加の機会を保障するため、負担が過重でない範囲で必要かつ合理的な対応をすること。

(3) 公共施設などのバリアフリー化とユニバーサルデザイン¹の推進

- 障害者が利用しやすいよう、公共施設や地域コミュニティ施設などのバリアフリー化を推進します。
- ユニバーサルデザインに基づき、障害の有無に関わらず、全ての人が生活しやすい環境づくりを推進します。

(4) 障害への理解を深めるための啓発

- 障害者の社会参加を促進するため、様々な機会を捉え、障害への正しい理解と権利擁護や合理的配慮などについて周知します。
- 障害に対する理解と配慮ができる社会の実現に向け、あいサポート運動を実施します。
- 障害者週間において、パネル展やセミナー、当事者の活動や活躍についての発表会の実施など、障害への理解を深めるための啓発活動を推進します。

関連個別計画

第6次狭山市障害者福祉プラン

狭山市こども計画

関連するSDGsのゴール



¹ ユニバーサルデザイン
多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境などをデザインする考え方のこと。

第3章 都市基盤

～便利で快適な都市空間を形成するまちづくり～

節	施策
1 魅力ある住みやすく便利なまち	19 コンパクトなまちづくりの推進 20 道路ネットワークの構築 21 公共交通ネットワークの構築 22 計画的な土地利用転換 23 住みよいまちづくりの推進
2 安全で快適なまち	24 住宅などの適正な管理及び安全性の確保の推進 25 雨水対策の推進 26 安全で快適な道路環境の維持・保全 27 安全で安定した上下水道

第1節 魅力ある住みやすく便利なまち

施策19 コンパクトなまちづくりの推進

施策の目指す姿

駅の周辺に、都市機能が集積することにより、まちが活性化し、市民が利便性の高い生活を送っています。また、駅周辺以外の地域では、地域コミュニティ機能が維持され、安心して暮らせる環境が整備されています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和2年度	令和12年度
市街化区域 ¹ における人口の割合 (市街化区域内の人口÷市内総人口)	74.6%	実績値以上

施策の現状

- 「狹山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や、「第2次狹山市都市計画マスタープラン」に基づき、狹山市駅周辺を市の中枢拠点とし、また、入曽駅、新狭山駅、稻荷山公園駅の周辺地区を地域拠点として位置付け、それぞれの地域にふさわしい都市基盤の整備や機能集積に取り組み、「コンパクト・プラス・ネットワーク²」のまちづくりを推進しています。
- 狹山市駅周辺については、市街地再開発事業や土地区画整理事業が完了し、引き続き、駅周辺の活性化に取り組んでいます。
- 入曽駅周辺については、駅舎の橋上化とともに、東西自由通路や駅前広場の整備や複合型商業施設を誘致し、駅周辺の賑わいづくりと安全で利便性の高いまちづくりを進めています。
- 新狭山駅周辺については、市街地の基盤が整備されている中で、良好な都市環境を活用したまちづくりを推進しています。
- 稻荷山公園駅周辺については、博物館などの公共施設を整備していますが、残された国有地についても、「稻荷山公園駅周辺基地跡地利用計画」に基づき、検討を進めています。
- 駅周辺以外の地域については、「第2次狹山市都市計画マスタープラン」に基づき、各地域の特性を生かしたまちづくりを推進しています。

施策の課題

- 人口減少による市街地の低密度化に対応するため、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のもと、中枢拠点（狹山市駅周辺）や地域拠点（入曽駅周辺、新狭山駅周辺、稻荷山公園駅周辺）の役割や特性に応じた都市機能の集積や都市基盤の整備が必要です。
- 駅周辺以外の地域では、それぞれの地域特性を生かし、安心して暮らせる豊かなコミュニティの維持・活性化が必要です。

¹ 市街化区域

都市計画法で定める都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している、または概ね10年以内に計画的に市街化を図る区域のこと。

² コンパクト・プラス・ネットワーク

都市機能を集約し、それらを公共交通網で連携させることで持続可能なまちづくりを目指す概念のこと。

主なとりくみ

(1) 市民や事業者などと進める計画的なまちづくり

- 市民や事業者などと連携・協働しながら、「第2次狭山市都市計画マスターplan」や、「狭山市立地適正化計画」に基づくまちづくりを推進します。

(2) 中枢拠点の整備

- 中枢拠点（狭山市駅周辺）については、本市の中心的な拠点として、商業、業務、文化などの多様な都市機能の誘導や集積を進め、交通結節機能の強化や魅力的な街並み形成を進めるとともに、入間川に至る空間を連続的に捉え、回遊性のある都市空間の形成を推進します。
- 中枢拠点の整備・拡充に向け、駅に近接する地区の土地利用転換を推進します。

(3) 地域拠点の整備

- 地域拠点（入曾駅周辺、新狭山駅周辺、稻荷山公園駅周辺）については、市民の生活の利便性を高めるとともに、交通の拠点形成を図ります。
- 入曾駅周辺については、市南部の地域拠点として、引き続き安全で利便性の高いまちづくりを推進します。
- 新狭山駅周辺については、良好な都市環境を活用したまちづくりを推進します。
- 稲荷山公園駅周辺については、基地跡地の有効活用や、県営狭山稻荷山公園をはじめとした既存の公共施設や文教施設を活かしたまちづくりを推進します。

(4) 駅周辺以外の地域の整備

- 駅周辺以外の地域については、地域の特性を生かし、安心して暮らせる豊かなコミュニティの維持・活性化に向けた環境整備を進めます。

関連個別計画

第2次狭山市都市計画マスターplan

狭山市立地適正化計画

稻荷山公園周辺基地跡地（留保地・未処分用地）利用計画

狭山市地域公共交通計画

関連するSDGsのゴール



施策20 道路ネットワークの構築

施策の目指す姿

駅などの拠点を結ぶ道路ネットワークの構築により、交通の利便性が向上し、快適な道路環境が確保されています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
都市計画道路の整備率	72.5%	74.2%

施策の現状

- 本市は、東西を国道16号、南北を東京狭山線により、骨格を成す幹線道路が整備されていますが、交通渋滞などの課題もあり、都市計画道路を中心とした幹線道路などの整備に取り組んでいます。
- 令和4年度（2022年度）には、笛井柏原線が開通したことにより、首都圏中央連絡自動車道狭山日高インターチェンジへのアクセスが向上しています。また、笛井柏原線に続く都市計画道路として、狭山市駅加佐志線、入間川入曽線の整備を進めています。

施策の課題

- 駅などの拠点を結ぶ道路ネットワークの構築に向け、地域内幹線道路の計画的な整備が必要です。

主なとりくみ

（1）都市計画道路の整備

- 「狭山都市計画道路整備計画」に基づき、狭山市駅加佐志線や入間川入曽線の整備を推進し、周辺地域の土地区画整理事業の整備効果を高めます。また、次期整備路線の事業化に向けた検討を進め、土地利用転換構想の推進に寄与する路線などの整備を推進します。
- 県が整備の主体となる都市計画道路については、市が整備する都市計画道路の施行に併せた道路ネットワークの形成について連携して取り組みます。

（2）都市計画道路などを補完する一般市道の整備

- 駅周辺などの拠点及び都市計画道路を補完する一般市道の整備を推進し、利便性や安全性の向上を図ります。

関連個別計画

第2次狭山市都市計画マスタープラン

狭山都市計画道路整備計画

関連するSDGsのゴール



施策21 公共交通ネットワークの構築

施策の目指す姿

まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの構築により、誰もが移動しやすい交通手段が提供され、交通の利便性が向上しています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
市内循環バス「茶の花号」の収支率	14.1%	14.5%以上

施策の現状

- 市内では、鉄道は西武新宿線及び西武池袋線の2路線4駅があり、鉄道事業者に対し、利便性の向上に向けた輸送力の強化や他線への乗り継ぎ改善を要請しています。
- 市内では、狭山市駅を中心としてバス事業者が各地域に向けて放射状に路線バスを運行しており、それを補完する役割として、市内循環バス「茶の花号」を運行しています。
- 公共交通空白地域¹への対応のため、令和4年（2022年）10月から、「ほりかねデマンドバス²」の実証運行を開始しました。
- 公共交通利用者の減少や公共交通に関わる労働力不足が深刻な課題となっており、狭山市地域公共交通活性化協議会において、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けた検討を進めています。

施策の課題

- 人口減少に伴う公共交通利用者の減少に対応するため、公共交通サービスの維持・確保に向けた取組の推進が必要です。
- 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、高齢者などの交通弱者の交通手段の確保や、公共交通空白地域への対応が必要です。

主なとりくみ

（1）公共交通サービスの維持・確保と利用促進に向けた環境づくり

- 交通事業者との連携を強化し、鉄道や路線バスの維持・確保を図ります。
- モビリティマネジメント³の推進やバス待ち環境の整備、デジタル技術を活用した公共交通情報の収集・提供・発信などにより、公共交通の利用促進を図ります。

¹ 公共交通空白地域

バス停や鉄道駅などの公共交通から離れた、公共交通を利用しづらい地域のこと。

² デマンドバス

既定の経路や時刻表がなく、事前予約により運行する乗り合い型の交通サービスのこと。

³ モビリティマネジメント

一人一人の移動が、過度な自動車利用から公共交通などを適切に利用する方向へ変化することを促す交通政策のこと。

(2) 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

- まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、効果的・効率的な市内循環バス「茶の花号」の運行を推進するとともに、地域の実情に合わせた新たな地域公共交通の導入を推進します。

関連個別計画

狹山市地域公共交通計画

第2次狹山市都市計画マスタープラン

狹山市立地適正化計画

関連するSDGsのゴール



施策22 計画的な土地利用転換

施策の目指す姿

土地利用転換構想地区に、都市の活力向上に資する、商業・医療などの都市機能や工業などの産業機能の集積が進んでいます。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
土地利用転換構想地区における整備面積 (令和6年度以降の累計)	0ha	25.9ha

施策の現状

- 狹山工業団地拡張地区基盤整備事業により、上広瀬西久保地区と柏原鳥之上地区に企業が進出し、操業を開始しています。
- 首都圏中央連絡自動車道狭山日高インターチェンジ周辺地域などについては、「狭山市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」に基づき、産業系の区域を指定するとともに、狭山工業団地拡張地区に引き続き、新たな工業・流通拠点の拡張に向けて取り組んでいます。
- 狹山市駅東口に位置する土地利用転換構想地区については、都市計画道路の整備と並行し、都市機能や産業機能の集積に向けた土地利用転換について、検討を進めています。

施策の課題

- 中枢拠点である狭山市駅周辺や、広域的な交通利便性の高い狭山日高インターチェンジ周辺地域において、それぞれの立地特性を生かした土地利用の推進が必要です。

主なとりくみ

(1) 中枢拠点の拡充に向けた土地利用転換の推進

- 中枢拠点の一部である狭山市駅東口土地区画整理事業区域及び国道16号に隣接する入間川地区においては、その立地特性を生かし、都市計画道路の整備に併せ、農地や自然環境にも配慮しながら、主に、商業、医療、福祉などの都市機能の立地による中枢拠点の拡充形成を推進します。
- 中枢拠点の東側に隣接する入間川地区においては、都市計画道路の整備に併せ産業機能などを視野に入れた土地利用転換を推進します。

(2) 工業系の土地利用の転換の推進

- 狹山日高インターチェンジ周辺地域は、その立地特性を生かし、狭山工業団地の東西への拡張に続き、更なる工業系の土地利用転換を推進します。

関連個別計画

第2次狭山市都市計画マスタープラン

狭山市立地適正化計画

関連するSDGsのゴール



施策23 住みよいまちづくりの推進

施策の目指す姿

市民や事業者などとの連携・協働により、良好な景観と快適な居住環境を備えたまちづくりが進んでいます。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
空家等除却補助金交付制度などの活用による空き家の解消棟数（令和6年度以降の累計）	45棟	255棟
新築住宅における長期優良住宅などの認定割合	31.3%	36%

施策の現状

- 良好的な景観を保全するため、「埼玉県景観条例」により、一定規模を超える建築物に係る色彩などについて、必要な指導・監督を行っています。
- 「狭山市空家等対策計画」に基づく適正管理の推進のほか、空き家の解消に向けた空家等除却補助制度の創設による土地活用の推進や、空き家の利活用に関する各種情報発信を行っています。
- 智光山公園をはじめとする規模の大きな総合公園や入間川河川敷を有効活用した公園などが整備されており、市民の憩いの場、やすらぎの場やスポーツ・レクリエーションの場として利用されています。また、市内各所に小規模な公園が整備され、主に地域の活動の場として利用されています。

施策の課題

- まちづくりへの市民の理解と協力とともに、良好な都市環境の形成が必要です。
- 新たな空き家が発生する前の予防的な対策として、所有者に対し、積極的に利活用や除却後の土地活用に係る情報発信が必要です。
- 公園利用者のニーズの変化や施設の老朽化に対応するため、施設の更新や機能の充実のほか、適切な管理が必要です。

主なとりくみ

(1) 良好な住環境の形成

- 地域の特性に応じた環境、景観の形成に向け、市民の理解と協力のもとに、地区計画¹などの活用により、良好な環境の整備や保全を図ります。
- 「都市計画法」や「狭山市宅地等の開発に関する指導要綱」に基づき、開発行為の適正な指導や誘導を行い、良好な環境の備わった市街地の形成を図ります。
- 長期優良住宅などの、耐久性や省エネルギー性能の高い住宅の普及・促進に向けた啓発活動を推進します。
- 民間企業との連携による住宅の確保が困難な人に対する住宅セーフティーネットの構築を推進し、適切な住宅戸数の確保と供給に取り組みます。

(2) 都市景観の形成、保全

- 駅前広場や規模の大きな公園、公共施設などは、景観に配慮し、良好な都市景観の形成を図ります。
- 市民や事業者などと協働して、地域景観に配慮した屋外広告物の設置などを適正に誘導します。

(3) 空き家の利活用及び除却後の土地の利活用の促進

- 空き家の利活用及び除却後の土地の利活用を促進する取組の検討を進めるとともに、空き家の除却補助金交付制度の普及・促進を図ります。

(4) 公園の整備と適切な管理の推進

- 公園は、市民の憩いとやすらぎの場やスポーツ・レクリエーション活動の場として、また、こどもたちが安心して遊べる場として、施設の更新や機能の充実など、整備を推進するとともに、定期的な点検や改修を行い、適切な管理を推進します。
- 地域住民との協働による公園の管理運営を推進します。
- 智光山公園については、利用者ニーズを踏まえながら、新たな賑わいの創出に向けた利活用を図ります。

関連個別計画

第2次都市計画マスターplan

第2次狭山市空家等対策計画

第2次狭山市緑の基本計画

関連するSDGsのゴール



¹ 地区計画

地区的特性に応じて、良好な都市環境を形成するためのルールなどを定める地区単位の都市計画のこと。

第2節 安全で快適なまち

施策24 住宅などの適正な管理及び安全性の確保の推進

施策の目指す姿

市民が安心して暮らすことができるよう、空き家やマンション、市営住宅などが適正に管理されるとともに、市内建築物の耐震化が進み、災害に強いまちづくりが進んでいます。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
認定制度により認定を受けたマンションの棟数 (令和6年度以降の累計)	0棟	97棟
「狭山市市営住宅等長寿命化計画（改訂）」に基づく 改修棟数（令和5年度以降の累計）	2棟	12棟

施策の現状

- 「狭山市空家等対策計画」に基づき、そのまま放置すれば倒壊などの保安上危険となるおそれのある空き家などの発生を抑制するため、空き家の所有者に対する助言や指導などを行っています。
- 「狭山市マンション管理適正化推進計画」に基づき、管理組合に対し、マンション管理認定制度の認定取得を促すなど、マンション管理の適正化を推進しています。
- 市営住宅については、「第2次狭山市市営住宅等長寿命化計画（改訂）」に基づき、計画的な管理・改修事業の実施により、適切な管理に努めています。
- 住宅などの民間建築物の耐震化率の向上を図るため、無料耐震相談会の開催や補助制度の周知などを行っています。

施策の課題

- 空き家の所有者やマンションの管理組合に対し、適正な管理への継続的な働きかけが必要です。
- 市営住宅の老朽化が進むなか、適正な戸数を維持するため、建物の計画的な管理・改修が必要です。
- 今後発生が想定される地震に備え、引き続き、住宅などの民間建築物の耐震化率の向上が必要です。

主なとりくみ

(1) 住宅団地などの適正管理の促進

- 空き家の発生を防止するため、市民などへの適切な意識啓発を図るとともに、管理不全な空き家などについては、所有者に対し、助言や指導などの適切な対応を図ります。
- マンション管理計画認定制度に関するセミナーの開催や、専門家の派遣制度などの新たな支援制度の検討を進めるなど、マンション管理組合に対する支援を行います。

(2) 市営住宅の長寿命化

- 「第2次狭山市市営住宅等長寿命化計画（改訂）」に基づき、社会資本整備総合交付金を活用し、建物の適切な管理・改修事業を実施し、長寿命化を図ります。

(3) 住宅などの安全性の確保

- 地震から市民の生命・財産を守り、災害に強いまちづくりを推進するため、住宅などの建築物の耐震診断および耐震改修の支援を行い、耐震化を促進します。
- 建築物などの定期報告制度を活用し、建築物の適切な維持管理を図り、建物利用者や居住者などに対する安全性の向上を図ります。

関連個別計画

第2次狭山市空家等対策計画

狭山市マンション管理適正化推進計画

第2次狭山市市営住宅等長寿命化計画（改訂）

狭山市建築物耐震改修促進計画

関連するSDGsのゴール



施策25 雨水対策の推進

施策の目指す姿

集中豪雨や大型台風などによる浸水被害が軽減され、安全な生活環境が確保されています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
雨水浸透施設の設置数（平成12年度以降の累計）	628基	778基
雨水貯留施設の設置数（平成12年度以降の累計）	349基	475基

施策の現状

- 雨水の流出抑制を推進するため、開発行為などの際に、雨水の流出抑制施設の設置指導や、雨水の浸透・貯留施設の普及を進めています。
- 自然災害の頻発化・激甚化に伴う、集中豪雨や大型台風などによるいっ水¹被害の軽減を図るため、入間川や不老川においては、河川管理者である県に改修の要望をするとともに、市で管理する河川や水路の他に、調整池²などの維持管理を行っています。
- 局所的な豪雨や想定を上回る量の降雨により、内水氾濫による浸水のリスクが増加していることから、浸水想定区域図の作成を進めています。

施策の課題

- 住宅などへ雨水の浸透や貯留するための施設の設置の推進が必要です。
- 河川などのいっ水被害の軽減のため、計画的な改修が必要です。
- 近年の集中豪雨による浸水被害を軽減するための対策が必要です。

主なとりくみ

（1）雨水浸水対策の推進

- 開発行為などに対し、雨水の流出抑制施設の設置指導を行います。
- 住宅に降った雨水を浸透させる施設や貯留する施設の設置への支援を行い、雨水の流出を抑制し、雨水の有効利用の促進を図ります。
- 浸水想定区域図に基づき、水害リスク情報の充実を図るとともに、計画的な雨水管などの整備に向けた検討を進めます。

¹ いっ水
河川などの水があふれ出ること。

² 調整池
雨水を一時的に貯めることにより、河川の急激な増水を防ぐための施設のこと。

(2) 河川などのいっ水対策の推進

- 市で管理する久保川や水路のいっ水被害の軽減や緩和を図るため、調節池¹の整備を推進するとともに、既存の調整池などの老朽化対策を推進します。
- 県で管理する入間川や不老川の改修や調節機能の向上について、流域市町と連携し、関係機関へ要請します。また、関係課と連携していっ水被害などの緩和を図ります。

関連個別計画

—

関連するSDGsのゴール



¹ 調節池 大雨などで河川の水位が上がり、洪水になるのを抑えるため、流水量の一部を一時的に溜める施設のこと。

施策26 安全で快適な道路環境の維持・保全

施策の目指す姿

道路の計画的な維持管理により、車両や歩行者の通行の安全性や快適性が向上しています。また、放置自転車対策などにより、良好な道路環境が確保されています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
舗装の修繕工事の延長（令和4年度以降の累計）	5.5km	17.5km

施策の現状

- 道路の安全性や利便性の向上に向け、道路環境の維持・保全に取り組むとともに、歩行空間を確保するため、交差点の改良に併せ、通学路などに指定されている歩道を整備しています。
- 道路については、定期点検や、舗装の状態に応じた修繕を行うなど、長寿命化を図っています。
- 橋りょうについては、定期点検の結果を基に、計画的に予防的修繕を行い、長寿命化を図っています。
- 道路環境については、道路パトロールを実施し、不具合箇所を早期に発見し、修繕を行うとともに、電柱などに貼られている違反広告物を除却し、景観の美化に努めています。
- 放置自転車対策については、市内4駅周辺に市営自転車駐車場を設置するとともに、各駅周辺に指導員を配置し、自転車の駐車指導や誘導を行っています。
- 令和7年度（2025年度）から、道路施設の維持管理について、民間活力を導入し、道路施設の機能維持を図っています。

施策の課題

- 道路の通行区分における安全性の確保や、道路や橋りょうなどの計画的な維持管理が必要です。

主なとりくみ

（1）計画的な道路環境の維持・保全

- 歩道の整備や交差点の改良工事を推進します。
- 都市計画道路や緊急輸送道路などの重要な路線及び橋りょうについて、点検・調査などの作業のデジタル化や効率化を進め、計画的な修繕を行い、長寿命化を図ります。
- 道路施設については、日常的な維持管理を一括して行う包括的民間管理委託により、民間活力を導入することで良好な状態に保ち、市民サービスの向上や維持管理費の削減を図り、併せて違反広告物を除却し、通行の安全と良好な景観の維持を図ります。

（2）歩行者や自転車の通行空間の確保

- 歩行者や自転車の通行の安全性及び利便性を確保するため、歩道や歩行者のたまり空間などの整備を推進するとともに、自転車通行空間の整備を推進します。また、都市景観に配慮し、歩道における緑の保全を図ります。

(3) 放置自転車対策の推進

- 自転車の放置に対し、自転車駐車場の案内や駐車指導などを行うとともに、市営自転車駐車場の維持管理を行います。

関連個別計画

狭山市道舗裝修繕計画

橋梁長寿命化修繕計画

関連するSDGsのゴール



施策27 安全で安定した上下水道

施策の目指す姿

災害に強く、安全・安心な水がいつでも供給されるとともに、快適な生活環境が保たれています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
水道事業の有収率 ¹ （水道年間有収水量÷年間配水量）	91.6%	92.2%以上
下水道事業の有収率（下水道年間有収水量÷年間汚水処理量）	80.7%	84.3%以上

施策の現状

- 市民生活に欠くことのできない水道水の安全性を確保するため、「狭山市水道水質検査計画」を策定し、水源から給水栓までの水質を総合的に管理し、安全で良質な水道水を供給しています。
- 災害による被害の最小化と迅速な復旧を目的に、「第2次狭山市水道ビジョン」に基づき、浄配水場及び管路の耐震化及び更新に取り組むとともに、災害時に備えた応急給水訓練を行っています。
- 「狭山市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の調査及び老朽化対策（工事）を推進しています。
- 「狭山市下水道総合地震対策計画」に基づき、下水道施設の耐震診断及び耐震化対策（工事）を推進しています。
- 水道事業の経営基盤の強化に向け、管路の更新や人工衛星を使った漏水調査を行うなど、有収率の向上に努めています。また、下水道事業の経営基盤の強化に向け、汚水管に不明水が浸入する原因を調査し、改築などを実施することで、有収率の向上に努めています。
- 水道事業、下水道事業ともに、人口減少や節水意識の高まりなどにより料金収入が減少傾向にあることから、サービスの安定的な提供体制を確保するため、事業費の平準化や業務の効率化に取り組み、支出の削減に努めています。

施策の課題

- 上下水道施設の災害対策や老朽化対策を推進するとともに、危機管理体制の維持が必要です。
- 事業を安定的に継続するため、業務の効率化や計画的な財源確保による経営基盤の強化が必要です。

主なとりくみ

（1）安全で良質な水の供給

- 良質な水道水を維持するために、水質管理を適切に行い、水源の適正な保全管理に努め、水道水の安全性を確保します。

¹ 有収率

水道の場合は、配水量と水道料金収入の対象となった水量の比率のこと。下水道の場合は、処理汚水量と下水道使用料収入の対象となった汚水量との比率のこと。

(2) 災害対策の推進

- 応急給水施設や設備の適正な管理を推進するとともに、災害時に備えた応急給水訓練を行います。
- 水道施設が大規模地震により被災し、機能停止となるなどのリスクを回避するため、耐震化を推進します。
- 病院や避難所など重要施設の流下機能を確保するため、「狭山市下水道総合地震対策計画」に基づき、下水管路の耐震診断及び耐震化を推進します。

(3) 施設の機能維持

- 老朽化した水道施設の更新を計画的に推進します。
- 「狭山市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の点検・調査・更新を計画的に推進します。

(4) 経営基盤の強化

- 上下水道事業の安定的な経営に向け、人工衛星などを使った漏水調査や老朽管の更新を推進するとともに、污水管への雨水の浸入防止のための調査及び改築を計画的に実施し、有収率の維持・向上を図ります。

関連個別計画

第2次狭山市水道ビジョン

第2次狭山市水道事業経営戦略計画

狭山市水道水質検査計画

第2次狭山市下水道事業経営戦略計画

狭山市下水道ストックマネジメント計画

狭山市下水道総合地震対策計画

関連するSDGsのゴール



第4章 産業経済

～人を中心に地域の産業が元気になるまちづくり～

節	施策
1 働きがいを感じ、働き方を見つけられるまち	28 多様な働き方の支援と雇用機会の拡充
2 企業・事業者が元気なまち	29 新たな企業・事業者の育成
	30 地域産業の支援の充実
3 地域産業を活かした魅力あるまち	31 地域商業の活性化
	32 工業の活性化
	33 農業の活性化
	34 地域資源を活用した観光の推進

第1節 働きがいを感じ、働き方を見つけるまち

施策28 多様な働き方の支援と雇用機会の拡充

施策の目指す姿

市内で就労を希望する人々が勤労の機会を得ることができないとともに、働く人のライフステージ¹や個々のニーズにあった働き方が実現されています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
就労支援セミナー・相談会の参加者数	630人	780人

施策の現状

- 働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、生産性や従業員満足度を向上させる環境づくりを支援しています。
- 中小企業・小規模企業で働く勤労者や事業主の福利厚生の充実に向けた活動を支援しています。
- 産業労働センターにおいて、就労に関する相談対応やハローワークと共に合同就職面接会などを行っているほか、求職者に必要な知識・技能の向上に向けた講座などを開催しています。

施策の課題

- ライフステージや個々のニーズにあった多様な働き方への支援とともに、更なる雇用機会の拡充や人材育成・能力開発の促進が必要です。

主なとりくみ

(1) 働きやすい環境や福利厚生の充実

- 事業所における誰もが働きやすい環境の整備を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランス²の実現などに向けた情報提供と啓発を図ります。
- 各種福利厚生サービスの提供などにより、中小企業・小規模企業で働く勤労者の福利厚生の充実を図ります。

(2) 雇用機会の拡充

- 産業労働センターを中心に、多様なニーズに対応した就職相談や就職支援セミナー、ハローワークとの合同就職面接会などにより、幅広い求職者の雇用機会の拡充を図ります。
- サヤマ・ジョブマーケットなど、企業を知る機会の少ない就職を希望する高校生が、多くの市内企業から直接説明を聞くことのできる場を提供し、雇用機会の拡充を図るとともに、職住近接を促進します。

¹ ライフステージ
就職や結婚、子育てなど、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方のこと。

² ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活を調和させながら、誰もが多様な生き方を選択・実現できること。

(3) 人材育成・能力開発の促進

- 各種労働講座や技能習得、デジタル人材育成のための講習会などの開催情報を発信します。
- 求職者に必要な知識・技能を向上に向け、リスキリング¹など社会情勢を捉えた就職支援セミナーなどを開催します。

関連個別計画

—

関連するSDGsのゴール



¹ リスキリング
技術革新やビジネスモデルの変化に対応するため、新しい知識やスキルを学ぶこと。

第2節 企業・事業者が元気なまち

施策29 新たな企業・事業者の育成

施策の目指す姿

企業の立地による産業集積や創業・起業・事業拡大などにより、企業・事業者の活動が活発化し、新たな雇用が創出されています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
創業件数（令和6年度以降の累計）	14件	134件

施策の現状

- 首都圏中央連絡自動車道狭山日高インターチェンジ周辺地域などにおいて企業誘致を進め、製造業や流通業などの企業の立地が進んでいます。
- 新たに市内へ進出しようとする企業に対し、立地を促進するとともに、新たな分野の開拓などに取り組む中小企業・小規模事業者・起業家などに対し、各種セミナーの開催や施設提供などによる支援を行っています。

施策の課題

- 一層の産業集積に向け、産業用地の確保とともに、積極的な企業誘致の推進が必要です。
- 中小企業・小規模事業者、起業家などへの創業・起業・事業拡大の支援が必要です。

主なとりくみ

(1) 企業誘致の推進

- 産業用地の確保に向けた土地利用転換の推進や市内への立地を希望する企業に対する相談支援により、積極的な企業誘致を推進します。

(2) 創業・起業・事業拡大の支援

- 狹山市ビジネスサポートセンターを中心に、狭山商工会議所や関係機関と連携し、各種セミナーの開催や施設提供などにより、新たな製品やサービスの研究・開発に取り組む中小企業・小規模事業者、起業家などの育成を図ります。
- 狹山市ビジネスサポートセンターの専門相談員による伴走型のビジネスコンサルティングを通じ、中小企業・小規模事業者の売上拡大や起業家の創業などを支援します。

関連個別計画

—

関連するSDGsのゴール



施策30 地域産業の支援の充実

施策の目指す姿

中小企業・小規模事業者の経営が安定し、業種間の枠を越えた交流などが進み、地域経済が活性化しています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
狹山市ビジネスサポートセンター業務の延べ相談件数 (令和元年度以降の累計)	8, 214件	16, 000件
狹山市ビジネスサポートセンター業務の相談者の リピーター割合	90.4%	実績値以上

施策の現状

- 中小企業・小規模事業者に対する国や県の各種支援メニューの利用を促進するため、情報提供などを行っています。
- 中小企業・小規模事業者の経営安定化と発展のため、制度融資の斡旋をはじめ、人材育成や狹山市ビジネスサポートセンターによる経営相談などを行っています。
- 円滑な事業承継を進めるため、関連機関と連携したセミナーの開催や相談対応を行っています。
- 市内での温室効果ガス¹排出量の半数を占める産業部門の脱炭素化を促進するため、温室効果ガス排出量の削減対策や省エネ、生産性向上に向けた取組を支援しています。

施策の課題

- 中小企業・小規模事業者が抱える課題の解決に必要な支援制度の充実や活用を促進するとともに、産業労働センターを拠点とした交流・連携の場づくりが必要です。

主なとりくみ

(1) 中小企業・小規模事業者の経営安定化支援

- 狹山市ビジネスサポートセンターを中心に、狹山商工会議所や関係機関と連携し、中小企業・小規模事業者への情報提供や経営相談、人材育成、各種融資制度の利用促進などの支援の充実を図ります。
- 中小企業庁などが発信する支援メニューの利用促進に向け、中小企業・小規模事業者が情報を取得しやすい環境づくりを推進します。

(2) 円滑な事業承継への支援

- 狹山市ビジネスサポートセンターを中心に、埼玉県よろず支援拠点²や関係機関と連携し、円滑な事業承継に向けた支援の充実を図ります。

¹ 温室効果ガス

太陽からの熱を吸収し、地球の表面を暖める働きがある二酸化炭素やメタンなどの気体のこと。

² 埼玉県よろず支援拠点

経済産業省中小企業庁が、全国に設置している経営に関する無料相談所のこと。

(3) 稼ぐ力の強化と脱炭素化の促進

- 中小企業・小規模事業者の生産性向上など、稼ぐ力の強化に向けた支援の充実を図ることで、併せて産業部門の脱炭素化も促進します。

(4) 産業支援機能の強化

- 産業労働センターを中心に、中小企業・小規模事業者が業種間の枠を越え、新たな価値を創造できるよう、異業種間交流などを促進します。

関連個別計画

第3次狭山市環境基本計画

関連するSDGsのゴール



第3節 地域産業を活かした魅力あるまち

施策3.1 地域商業の活性化

施策の目指す姿

商店街や商業者への必要な支援策により、消費が喚起され、地域商業が活性化しています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
商業者などの自主的な活動の実施件数	13件	15件

施策の現状

- 商店街の共同施設維持管理や商店街・商業者が主体となったマルシェ¹などのイベント活動を支援しています。
- 狹山市ビジネスサポートセンターを中心に、狭山商工会議所と連携し、販路の拡大や新商品の開発、情報発信などの相談対応を通じ、商業者を支援しています。

施策の課題

- 商店街の活性化や商業者への支援の充実を図るとともに、安心して買い物を楽しめる環境づくりが必要です。

主なとりくみ

(1) 商店街の活性化支援

- 地域と連携して取り組んでいる商店街や商業者のイベントなどの活動を支援し、商店街の活性化や賑わいの創出を図ります。
- 商店街の空き店舗の利活用への支援により、商店街の活性化を図ります。
- 地域の実情に応じた商店街における施設の修繕や整備の支援などにより、安心して買い物を楽しめる環境づくりを促進します。

(2) 商業者の経営支援

- 狹山商工会議所と連携し、商業者に対し、国や県の支援制度や融資・税務などに関する相談などの活用を促進するとともに、新規出店に必要な支援の充実を図ります。
- 狹山市ビジネスサポートセンターを中心に、商業者の抱える様々な経営課題の解決や売上拡大に向けた支援策の充実を図ります。

(3) 大型商業施設などと地域との連携

- 大型商業施設などと地域との連携した取組の推進により、地域商業の持続的な成長を図ります。

¹ マルシェ

地域の農産物や加工品などを持ち寄って販売・交流する市場形式のイベントのこと。

関連個別計画

—

関連するSDGsのゴール



施策32 工業の活性化

施策の目指す姿

工業地域の環境整備や活動への支援により、企業活動が活発化するとともに、企業の研究開発力などが向上し、競争力が高まっています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
製造品出荷額等	11,500億円	12,000億円

施策の現状

- 企業活動が円滑に行えるよう、中小企業・小規模事業者が抱えている様々な課題の解決のため、狭山商工会議所や一般社団法人首都圏産業活性化協会の専門相談員による経営支援相談を行っています。
- 高校新卒人材を欲する企業と企業を知る機会の少ない高校生がマッチングする機会を創出するサヤマ・ジョブマーケットを開催しています。

施策の課題

- 工業地域周辺の環境整備に加え、人材や資金の確保など安定した経営の支援とともに、競争力の向上に向けた研究開発などへの支援が必要です。

主なとりくみ

(1) 工業地域の環境整備

- 工業会などと連携し、既存の工業地区やその周辺で工業地としての立地条件を備えた地区について、企業活動が円滑に行える環境整備を図ります。

(2) 工業活動への支援

- サヤマ・ジョブマーケットなどによる企業PRや人材確保のほか、専門相談員による適切な指導や情報提供、資金的支援など、企業の安定した経営を持続するための支援の充実を図ります。
- 中小企業・小規模事業者の競争力や研究開発力などの向上のため、企業間や产学研官の交流を促進します。

関連個別計画

—

関連するSDGsのゴール



施策33 農業の活性化

施策の目指す姿

農業の担い手の確保や農用地の有効活用などにより、農業経営が安定し、高品質で安全・安心な農産物が供給され、消費が拡大しています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
「地域計画」における「農業を担う者」に対する市内の農用地の集積率	20%	38%

施策の現状

- 食育や食の安全に対する意識の高まりにより、安全・安心な農産物や地産地消が求められていることから、有機100倍農業推進事業や環境にやさしい農業推進事業など環境に配慮した農業の取組を支援しています。
- 地場農産物である里芋・枝豆などは、首都圏の市場から高い評価を受けており、農産物に付加価値をつけて販売する取組が行われています。
- 古くからの特産物である狭山茶について、商品開発や各種イベントにおけるPRなどにより、「狭山市産狭山茶」の周知に取り組んでいます。
- 認定農業者¹を中心に、農用地の利用集積や先進的技術の導入などを含む生産方式、経営管理の合理化を促進しています。
- 農業施設などの整備により生産性の向上や経営の近代化を促進しています。

施策の課題

- 農業の担い手の確保や農用地の有効活用など、農業経営の安定化へ向けた一層の支援が必要です。
- 地場農産物のPRや地産地消の推進など、更なる消費拡大へ向けた取組が必要です。

主なとりくみ

(1) 安全・安心な農産物の安定供給の促進

- 国の「みどりの食料システム戦略」などを通じ、農薬や化学肥料の使用を抑える環境負荷低減への取組を促進します。
- JAいのま野が運営する里芋等選果施設を通じ、市の代表的な農産物である里芋などの出荷の省力化と選別作業の高度化により農作業の負担を軽減し、更なる生産力の向上を促進します。

¹ 認定農業者

農業経営の改善を進めようとする計画の認定を市町村から受けた農業者のこと。

(2) 狹山茶のブランド確立と生産の振興

- 狹山市茶業協会と連携し、各種イベントへの参加などにより「狹山市産狹山茶」のPRを推進します。また、狹山茶を使用した商品のPRにより、狹山茶ブランドの一層の確立と消費の拡大を図ります。
- 狹山茶の生産者への支援により、茶の生産性の向上と高品質化を促進します。

(3) 農業の担い手の育成・確保

- 県や関係機関と連携した就農希望者への相談支援などにより、農業後継者や新規就農者の育成・確保を図ります。
- 農業用機械やIoT¹技術を活かしたスマート農業²機器の導入支援により、農業の効率化や高品質生産を促進します。

(4) 地場農産物の消費拡大

- 各種イベントや市内の農産物直売施設などにおいて安全・安心な地場農産物のPRや地産地消を推進し、消費の拡大を促進します。
- 農業体験などを通じ、農業や農産物をはじめとする自然の恵みの大切さに対する理解の深化を図ります。

(5) 農用地の有効活用

- 「地域計画」を活用した農用地の集約化や利用集積などにより効率的な土地利用を促進します。
- 県や関係機関と連携し、効率的な土地利用や担い手の育成、農業経営に意欲的な企業などの農業参入を促進し、遊休農地³の解消を図ります。

(6) 農業生産基盤などの維持管理

- 土地改良施設⁴などの農業施設について適正な維持管理を図ります。

関連個別計画

狹山農業振興地域整備計画

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（農業基本構想）

地域計画

関連するSDGsのゴール



¹ IoT

Internet of Things（モノのインターネット）の略で、あらゆるモノがインターネットにつながっている状況、あるいはその技術のこと。

² スマート農業

情報通信技術やロボット技術を活用し、作業の超省力化や高品質生産などを実現する新たな農業のこと。

³ 遊休農地

現在、耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地のこと。

⁴ 土地改良施設

農業用排水施設や農業用道路など、農業をするために必要な施設のこと。

施策34 地域資源を活用した観光の推進

施策の目指す姿

観光資源を活用し、観光情報を効果的に発信することで、市の魅力向上が図られ、観光客が増加しています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年	令和12年
観光入込客数	2, 284, 148人	2, 430, 000人

施策の現状

- 観光事業を総合的に推進する狭山市観光協会を支援するとともに、市や観光協会の公式ホームページをはじめ、SNS¹などの様々な媒体を活用し、観光情報を発信しています。
- 智光山公園や県営狭山稲荷山公園、入間川などの豊かな自然、毎年8月に開催される狭山市入間川七夕まつりなどのイベント、特産品として名高い狭山茶など、多くの観光資源を活用した賑わいの創出に取り組んでいます。
- 市民の自主的な活動により、観光マップの作成や身近な観光資源をめぐるウォーキングが開催されるなど、新たな視点での狭山の魅力が創出され、市内外へ発信されています。

施策の課題

- 地域資源を活かした新たな観光資源の発掘と効果的な観光情報の発信とともに、既存の観光資源の更なる有効活用が必要です。

主なとりくみ

(1) 観光資源の発掘・観光情報の発信

- 文化財や豊かな自然などの様々な地域資源が、狭山の魅力につながる新たな観光資源として活用されるよう、狭山市観光協会などと連携した事業を実施するとともに、SNSなどを活用し、効果的に観光情報を発信します。

(2) 観光資源の有効活用

- 狭山市入間川七夕まつりは、市民との協働を進め、これまでの伝統を次世代へと継承するとともに、安全・安心な開催と更なる賑わいの創出を図ります。
- 智光山公園の利活用を促進するとともに、入間川にこにこテラスを中心とした入間川については、水辺と地域をつなぐ観光資源として、引き続き、更なる交流人口の増加や賑わいの創出を図ります。

関連個別計画

—

関連するSDGsのゴール

¹ SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上の情報の発信や共有を通じ、利用者同士が交流できるサービスのこと。



第5章 教育文化

～人を育み文化を創造するまちづくり～

節	施策
1 豊かな学びで人を育むまち	35 生涯学習の推進
	36 生涯スポーツの推進
2 未来へはばたく“さやまっ子”を育むまち	37 教育の内容と支援の充実
	38 豊かで健やかな心身の育成
	39 教育環境の充実
	40 家庭や地域との連携
3 人権と平和が尊重されるまち	41 人権尊重意識の高揚
	42 平和意識の高揚
4 文化を通して豊かな心を育むまち	43 文化の振興
	44 国際交流と都市交流の推進

第1節 豊かな学びで人を育むまち

施策3.5 生涯学習の推進

施策の目指す姿

誰もが学びをとおして自己を磨き高められる環境が整備され、多くの市民が学びにより培われた知識や技能を地域や社会のために生かしています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
生涯学習・社会教育に関する事業への参加者数	232,089人	244,000人

施策の現状

- 広報紙や公式ホームページなどで生涯学習に関する情報を発信しているほか、市民交流センター内の生涯学習情報コーナーにおいて情報提供や相談などに総合的に対応しています。
- 幅広い層の市民を対象とした講座やイベントなどの開催を通じ、参加者の交流を促進しています。
- 公民館などにおいて、ライフステージ¹に応じた講座や生涯学習活動団体などと連携した講座などを開催しているほか、博物館において、地域の特性を生かした企画展などを開催しています。
- 生涯学習の成果を発表する場として、公民館サークルが主体となった講座などを開催しています。
- 社会参加に意欲のある市民を「生涯学習ボランティア」として登録し、有する知識や技能を生涯学習活動の講師として生かせる機会を提供しています。
- 図書館においては、建物の老朽化や設備の機能劣化が進むなかで、「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設再編計画」に位置付けられた更新事業を推進しています。
- 家庭を取り巻く環境が大きく変化するなかで、PTAと連携し、子供を持つ親の悩みや不安などへの対処方法を学ぶ機会を提供しています。

施策の課題

- 生涯学習に関する情報と機会や場の充実とともに、生涯学習の成果を活用する取組の一層の推進が必要です。

主なとりくみ

(1) 生涯学習活動の支援体制の充実

- 紙媒体やデジタル媒体を活用し、市民が生涯学習に関する情報を得やすく、自らが情報を発信できる環境づくりを推進します。
- 生涯学習に関する総合的な相談体制の充実を図ります。
- 生涯学習に取り組む団体や個人の人的ネットワークの充実を図るとともに、交流を促進します。
- 生涯学習関連施設間の連携・協力体制の充実を図ります。
- 図書館資料とレファレンスサービス²の充実を図ります。

¹ ライフステージ
就職や結婚、子育てなど、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方のこと。

² レファレンスサービス
利用者からの資料や情報の求めに応じ、資料検索の支援や資料提供を行うサービスのこと。

(2) 生涯学習の機会や場の充実

- 子供から高齢者まで、誰もが主体的に生涯学習活動に参加できる機会の充実を図ります。
- 現代的課題や地域課題などの解決に関する取組など、市民の多様な学習ニーズに対応できる学習内容の充実を図ります。
- 図書館における読書環境の向上と図書館サービスの充実を図ります。
- P T Aや企業などと連携し、家庭の教育力の向上に向けた啓発活動を推進するとともに、家庭教育や子育てに関する研修会や講座などを開催します。

(3) 生涯学習の成果の活用

- 生涯学習で学んだ成果を発表できる機会や生かせる機会の充実を図ります。
- 地域の様々な個人や団体と連携・協働し、学校や子供たちの活動を支える地域学校協働活動¹を推進します。
- 生涯学習活動団体や市民活動団体、市民ボランティアなどと連携・協働し、生涯学習の成果を地域社会に生かせる仕組みづくりを推進します。

関連個別計画

第4次狭山市教育振興基本計画

狭山市図書館運営基本方針

関連するSDGsのゴール



¹ 地域学校協働活動

地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校がパートナーとして協働して行う様々な活動のこと。

施策36 生涯スポーツの推進

施策の目指す姿

いつでも・どこでも・いつまでも・誰もがスポーツに親しむことのできる環境が整備され、多くの市民が日常的にスポーツ活動を行っています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
公共スポーツ施設の利用者数	984,070人	990,000人

施策の現状

- 幅広い世代を対象に、地域や団体などと連携したスポーツ体験やスポーツ教室、スポーツ・レクリエーション事業を実施しているほか、スポーツによる健康づくりを推進しています。
- 各種スポーツ団体や市内の企業、大学などと連携し、市民がアスリートと触れ合う機会やスポーツを観戦する機会を提供しています。
- 指導者養成講習会の開催や日本スポーツ協会公認講習会の周知などにより、地域指導者の育成に取り組んでいます。
- スポーツに親しむ場として、市民総合体育館や地域スポーツ施設、武道の拠点となる武道館、県内屈指のテニスコート、入間川河川敷の多目的グラウンドなどを提供しています。

施策の課題

- 年代や性別、障害の有無などに関わらず、誰もがスポーツに親しむことのできる機会や場の充実が必要です。

主なとりくみ

(1) 市民のスポーツ活動の推進

- 市民のライフスタイルやニーズに応じたスポーツ教室などの充実を図るとともに、スポーツに関する情報を広く発信します。
- 障害者団体などと連携し、パラスポーツ¹などに親しめる機会と親しむためのサポート体制の充実を図ります。
- 子供たちが地域でスポーツに親しめる機会の充実を図ります。
- スポーツ推進委員やスポーツボランティアの活動の活性化や総合型地域スポーツクラブ²の推進など、地域におけるスポーツ活動への支援体制の充実を図ります。

¹ パラスポーツ

障害のある人のために考えられたスポーツや、障害の有無に関わらず取り組めるスポーツのこと。

² 総合型地域スポーツクラブ

子供から高齢者まで、様々なスポーツ愛好者が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加することができ、地域住民が主体的に運営する地域密着型スポーツクラブのこと。

(2) 競技スポーツの振興

- 狹山市スポーツ協会をはじめ、各種スポーツ団体を継続的に支援し、活性化と育成を図ります。
- 市ゆかりのトップスポーツチームなどと連携し、一流のスポーツ技術に接する機会の充実を図るとともに、その魅力を広く市民に発信します。
- 競技スポーツの普及と技術の向上を担う指導者の確保と、多様な種目やレベルなどのニーズに応じた指導ができる指導者の育成を図ります。

(3) スポーツ施設の充実

- 公共スポーツ施設の有効利用や小中学校の体育館の開放を推進します。
- 既存スポーツ施設の更新・改修にあたっては、将来的なニーズを踏まえながら、公式規格を有するスポーツ施設としての整備を図ります。

関連個別計画

第4次狭山市教育振興基本計画

関連するSDGsのゴール



第2節 未来へはばたく“さやまっ子”を育むまち

施策3.7 教育の内容と支援の充実

施策の目指す姿

個に応じたきめ細やかな教育活動の推進により、子供たちの確かな学力と時代の変化に対応する力が育成されています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
埼玉県学力・学習状況調査の平均正答率	【小学校】国語（本市52.8%/県55.1%） 算数（本市53.5%/県55.6%） 【中学校】国語（本市62.2%/県62.2%） 数学（本市53.4%/県53.2%） 英語（本市57.5%/県58.2%）	全教科 県平均正答率を上回る

施策の現状

- 小中学校において、学力の向上に向けた授業の展開を教育活動のなかで実践しているほか、各種研究委員会における調査研究の成果を学習指導に生かしています。
- 小学校において、わくわく支援員¹の配置による個に応じた学習支援を行っているほか、中学校において、アシスタントティーチャー²の配置や夏季及び冬季の集中講座の開催などによる学習支援を行っています。
- 時代の変化に対応した教育の推進として、キャリア教育³や情報教育、環境教育、国際理解・外国語教育に取り組んでいます。
- E S D⁴の推進として、現代社会の課題を自らの問題として捉え、解決に向けて自ら行動を起こす力を身につけるための学習を展開しています。
- 幼児教育については、基礎的な生活態度の習得や豊かな心の育成などに主眼を置きながら、様々な遊びや体験を通じ、「生きる力」の基礎を育む教育を推進しています。
- 特別な教育的支援が必要な児童や児童生徒に対し、実情に応じて個別の指導計画書を作成し、卒業までの長期的な視点に立った適切な指導に取り組むとともに、小中学校の特別支援学級や通級指導教室⁵において、また、通常学級においても、個に応じた適切な指導に取り組んでいます。

¹ わくわく支援員

より行き届いた教育と多様な児童の行動に対応するため、児童の学習支援や教員の授業補助などを行う職員のこと。

² アシスタントティーチャー

積極的な生徒指導の充実を図るため、教員の補助などを行う職員のこと。

³ キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

⁴ E S D

Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略で、社会問題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、問題解決につながる新たな価値観や行動を生み出し持続可能な社会を実現していくことを目指す学習や教育活動のこと。

⁵ 通級指導教育

特別な教育的支援が必要な児童生徒が、週に1～2日、特別な教育課程のもと個に応じた適切な学習をする教室のこと。

施策の課題

- 次代を担う子供たちが変化の激しい社会を生き抜く力を身につけられるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた教育や質の高い学びの実現が必要です。

主なとりくみ

(1) 確かな学力の育成

- 児童生徒が意欲と目標をもって学習に臨み、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用する力を身に付ける授業づくりを推進します。
- 児童生徒一人一人に応じた学習支援を行い、学力と学習習慣の定着を図ります。
- 児童生徒の主体的な学習の励行と補充学習を推進します。

(2) 時代の変化に対応した教育の推進

- 望ましい人間関係を築く力を培うため、児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図ります。
- 児童生徒の発達の段階に応じ、勤労観や職業観を育成するため、キャリア教育を推進します。
- 児童生徒のICT¹に関する理解や活用能力を高めるため、情報教育を推進するとともに、推進するためのICTの環境整備や教員の活用力の向上を図ります。
- 環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に向け、環境教育を推進します。
- 児童生徒の国際感覚を育むため、国際理解教育を推進します。
- ノーマライゼーション²の理念に基づいた共生社会の実現に向け、福祉教育を推進します。

(3) ESDの推進

- 持続可能な社会づくりの担い手として、児童生徒の現代社会の課題を自らの問題として捉え、解決につながる新たな価値観や行動を生み出す力の育成を図ります。
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るとともに、体験・探求・問題解決に重点を置いた学習者主体の参加型学習を推進します。

(4) 幼児教育の推進

- 様々な遊びや体験を通じ、「生きる力」の基礎を育む教育を推進します。
- 幼児への支援法や環境づくりなどについて研究に取り組みながら、園児や家庭に応じた教育を推進します。

(5) 特別支援教育の推進

- 関係機関と連携し、特別な教育的支援が必要な幼児や児童生徒に対し、ニーズに応じた適切な相談や指導・支援の充実を図ります。
- インクルーシブ教育³の理念に基づき、障害の有無などに関わらず、幼児や児童生徒がともに学べる教育を推進します。

¹ ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報処理や通信に関する技術のこと。

² ノーマライゼーション

障害のある人と健常者が区別されることなく、社会生活を共にするのが正常であり、本来の望ましい姿であるとする考え方のこと。

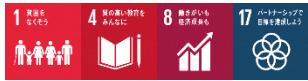
³ インクルーシブ教育

障害の有無や国籍、性別などに関わらず、全ての子供が同じ場で学び合える教育のこと。

関連個別計画

第4次狭山市教育振興基本計画

関連するSDGsのゴール



施策38 豊かで健やかな心身の育成

施策の目指す姿

子供たちの豊かな人間性が育まれ、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るための基礎が育成されています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
埼玉県学力・学習状況調査における規律ある態度の定着度	(1)時刻を守る ・登校時刻：96.1% ・授業開始時刻：94.7% (2)身の回りの整理整頓をする ・靴そろえ：87.6% ・整理整頓：79.5% (3)進んであいさつや返事をする ・あいさつ：79.8% ・返事：90.9% (4)丁寧な言葉遣いを身につける ・丁寧な言葉遣い：90.1% ・やさしい言葉遣い：87.9% (5)学習のきまりを守る ・学習準備：89.6% ・話を聞き発表する：79.7% (6)生活のきまりを守る ・集団の場での態度：90.6% ・掃除・美化活動：90.6%	全項目80.0%以上

施策の現状

- 道徳の授業力の向上に向け、各小中学校において校内研修や研究発表を行っているほか、小中学校連携で授業規律などの統一を実践しています。
- 読書活動について、学校図書館司書を各小中学校に配置し、学校図書館の整備を中心に読書環境の充実に向けて取り組んでいるほか、児童生徒の読書活動に対する意欲を高めるための工夫を行っています。
- いじめの防止対策として、国や県からの通知や学校への訪問を通じ、各小中学校の実態の把握と指導・助言を行っているほか、各小中学校でのいじめ防止の取組を市内で情報共有しています。
- 不登校の防止対策として、児童生徒理解・教育支援シートの活用や、校内の相談員と教育センターの相談員の情報交換の強化しているほか、関係機関と連携し、社会的な自立に向けた支援を行っています。
- 体力の向上に向け、小学校体育連盟や中学校体育連盟と連携し、体育指導を行っています。
- 各中学校へ部活動指導員や部活動支援員を配置しているほか、校外活動参加のために必要な経費に対し、助成を行っています。
- 学校保健について、各小中学校で作成した学校保健計画をもとに、家庭や関係機関と連携し、健康教育や日常の指導を行っています。
- 各小中学校において、栄養バランスのとれた給食を提供し、食育を推進しています。

施策の課題

- 児童生徒の規範意識の高揚と基礎的な生活習慣や心身の健康への自己管理能力の向上が必要です。

主なとりくみ

(1) 豊かな心の育成

- 道徳教育の充実を図り、児童生徒の他人を思いやる心や善悪を判断する力、公共の精神などの醸成を図ります。
- 図書館や学校図書館と連携し、児童生徒の読書活動に対する意欲の向上を図ります。
- 児童生徒の発達の段階に応じ、自然体験や職場体験などの体験活動を推進します。

(2) 生徒指導の充実

- いじめ防止に向け、児童生徒の人権感覚の育成を図るとともに、各小中学校のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて組織的に取り組みます。
- スクールカウンセラー¹やスクールソーシャルワーカー²などによる相談体制の充実を図ります。
- 不登校の防止や社会的な自立などに向け、関係機関と連携し、教育相談や学習支援、指導の充実を図ります。
- 非行・問題行動の防止に向け、保護者や地域、関係機関などと連携し、啓発と指導に取り組むとともに、有害情報から児童生徒を守るための対策の充実を図ります。

(3) 体力と健康の増進

- 児童生徒の体力の傾向と課題を把握したうえで、体力向上を図ります。
- 児童生徒の体力と運動能力を高めるため、学校体育の充実を図ります。
- 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動の適切な運営を図ります。
- 児童生徒の心身の健康状態を常に把握し、適切に対応するとともに、自らの健康を管理する能力の向上を図ります。
- 学校や家庭、地域と連携し、食育の推進と児童生徒の健全な食習慣や生活習慣の形成を図ります。

関連個別計画

第4次狭山市教育振興基本計画

第3次狭山市子ども読書活動推進計画

第3次狭山市食育推進計画

関連するSDGsのゴール



¹ スクールカウンセラー

児童生徒の心のケアや、保護者・教職員への相談対応や支援などを行う心理の専門知識を有した者のこと。

² スクールソーシャルワーカー

教育と福祉の専門的な知識を有し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて対応にあたる者のこと。

施策39 教育環境の充実

施策の目指す姿

優れた教職員と持続可能な学校指導・運営体制のもとで、子供たちが学ぶ喜びを実感しています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
埼玉県学力・学習状況調査における「学級での生活が楽しい」と回答した児童生徒の割合	<p>【小学校】 4年生(本市92.7%/県94.8%) 5年生(本市93.0%/県92.5%) 6年生(本市87.9%/県91.6%)</p> <p>【中学校】 1年生(本市90.5%/県92.4%) 2年生(本市93.2%/県93.6%) 3年生(本市92.9%/県92.1%)</p>	「楽しい」「どちらかといえば楽しい」の回答合計 全学年県平均を上回る。

施策の現状

- 教職員の資質の向上に向け、教育センターや小中学校においてICT¹活用などの実践的な研修会などを実施しているほか、指導訪問などを通じ、指導力の向上に向けた指導や助言を行っています。
- 小中一貫教育について、全ての中学校区において連携しています。
- 小学校生活にうまく適応できない「小1プロブレム²」への対策として、幼稚園・保育所（園）・小学校と連携した幼保小連携協議会を設置し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けて取り組んでいます。
- 経済的な支援が必要な家庭に対し、就学援助金の交付や奨学金の貸付などによる就学支援を行っています。
- 安全で快適な教育環境を確保するため、学校施設のリニューアルに取り組んでいます。
- 学校ICT環境として、全ての小中学校に整備された校務用の情報端末や児童生徒に1人1台整備された情報端末、校内無線LAN・高速大容量通信ネットワークの活用を推進しています。
- 学校規模により生じる課題の解消と児童生徒のより良い教育環境を目指し、令和6年度（2024年度）に「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」を改定しました。

施策の課題

- 自らの職責と学び続けることの大切さを自覚する優れた指導力と使命感を備えた教職員の育成が必要です。
- 児童生徒が安全で快適に学校生活を送ることができるよう、教育環境の充実が必要です。
- 児童生徒数の状況と将来推計値をもとに小中学校の規模と配置の適正化の検討を進めるなど、活力ある学校づくりの推進が必要です。

¹ ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報処理や通信に関する技術のこと。

² 小1プロブレム

小学校へ入学したばかりの1年生が、学校生活に馴染めない状態が数か月継続する状態のこと。

主なとりくみ

(1) 教職員の資質の向上

- 教職員の経験年数に応じた研修と、教職員が自ら学べる実践的な研修の充実を図ります。
- 「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”」の活用による授業力の向上を図ります。
- 教職員が児童生徒との関わりや授業準備に注力できるよう、教職員の働き方改革を推進します。

(2) 安全教育の推進

- 交通安全や避難訓練など、事故や災害から身を守るための安全教育や防災教育を推進します。

(3) 一貫教育の推進

- 義務教育9年間を見通し、学習の連続性に配慮した系統的な教育活動を推進します。
- 幼稚園・保育所（園）・小学校と連携し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

(4) 一人一人の状況に応じた支援の充実

- 小中学校に等しく就学するため、また、高等学校や大学などへの修学機会を確保するため、就学支援を行います。
- 外国人児童生徒など、日本語指導の必要な児童生徒への教育支援の充実を図ります。
- ヤングケアラーである児童生徒を適切に支援につなげるとともに、児童生徒及び教職員などにおけるヤングケアラーへの理解促進を図ります。
- L G B T Qの児童生徒に配慮するとともに、児童生徒及び教職員などにおける性の多様性への理解促進を図ります。

(5) 学校施設の充実

- 児童生徒が安全で快適な教育環境のなかで学校生活を送ることができるよう、校舎などのリニューアルを推進します。
- 教育情報ネットワークの充実を図るとともに、学校I C Tの活用を推進します。

(6) 学校の規模と配置の適正化の推進

- 「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」に基づき、小中学校の規模と配置の適正化を計画的に推進します。

関連個別計画

第4次狭山市教育振興基本計画

狭山市公共施設再編計画

狭山市学校施設長寿命化計画

狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針

関連するSDGsのゴール



施策4 0 家庭や地域との連携

施策の目指す姿

学校や家庭、地域が連携して子供たちの学びや成長を支え、子供たちと地域の人々が積極的に関わっています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
地域学校協働活動 ¹ の年間活動回数（1校あたりの平均）	257回	269回

施策の現状

- 学校公開日の設定や学校運営協議会制度の活用、ボランティアの活用、学校評価の実施などにより、家庭や地域に信頼される学校づくりを推進しています。
- 全ての小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとして「地域とともににある学校づくり」を推進しています。
- スクールガードリーダー²や地域防犯ネットワーク（アポック）³をはじめ、多くの地域住民が登下校時に児童生徒への声かけや安全見守りなどを行っています。
- 保護者や市民が、学校運営や学習支援、校内の環境整備など、様々な形で学校を支援しています。
- 地域の教育力を生かした取組の推進により、地域の大人と子供が様々な体験を通じ、交流を深めています。

施策の課題

- 学校における「地域とともににある学校づくり」と、地域における「学校を核とした地域づくり」の推進が必要です。

¹ 地域学校協働活動

地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校がパートナーとして協働して行う様々な活動のこと。

² スクールガードリーダー

教育委員会から委嘱され、学校の防犯体制及び学校安全ボランティアの活動に対して指導を行う警察OBなどの専門家のこと。

³ 地域防犯ネットワーク（アポック）

自治会や学校、PTA、子ども110番の家、交番などが連携し、犯罪に対する情報を共有するとともに、地域における自主的な防犯活動を行う組織のこと。

主なとりくみ

(1) 家庭や地域との連携

- コミュニティ・スクールとして、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を中心に、学校運営に地域の声を生かしながら地域と一体となって特色ある学校づくりを推進するとともに、地域学校協働活動と連携し、学校と地域のつながりを推進します。
- 児童生徒に関わる犯罪や事故を防止し、安全を確保するため、地域ぐるみの学校安全体制の充実を図ります。
- P T Aや学校支援ボランティアセンターなど、学校支援に関わる団体や個人が行う活動を地域学校協働活動に位置付け、地域の教育力を生かした学校支援を行います。
- 学校やP T A、市民活動団体、生涯学習関連施設などと連携し、地域の教育力の向上を担う人材の育成を図ります。
- 地域の人材などを活用し、学校における学習の補完に取り組みます。

関連個別計画

第4次狭山市教育振興基本計画

関連するSDGsのゴール



第3節 人権と平和が尊重されるまち

施策4.1 人権尊重意識の高揚

施策の目指す姿

市民一人一人が人権問題への正しい理解と認識のもとで、互いの人権を尊重しています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
人権啓発事業において人権問題への関心や理解が深まった参加者の割合	87%	実績値以上

施策の現状

- ・ 狹山市人権教育推進協議会と連携し、市民を対象とした人権に関する講演会や、企業や教育関係者を対象とした人権教育研修会を開催しています。
- ・ 人権三法である「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、差別や偏見のない社会を実現するため、市民を対象とした人権問題に関する講演会やパネル展を開催しています。
- ・ インターネットを悪用した人権侵害の解消に取り組んでいます。
- ・ 人権問題に対する正しい理解と人権を尊重する意識の高揚に向け、富士見集会所や公民館、男女共同参画センターなどにおいて、様々な世代を対象とした人権講座や研修会を開催しています。
- ・ 全ての小中学校において、児童生徒の発達の段階に応じ、人権感覚育成プログラム¹などを活用した人権教育を推進しています。

施策の課題

- ・ 人権問題への正しい理解と認識を深め、人権を尊重する意識を高めるための啓発活動や教育の更なる推進が必要です。

主なとりくみ

(1) 人権啓発の推進

- ・ 人権三法の趣旨なども踏まえながら、様々な機会を捉え、多様な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。

(2) 人権教育の推進

- ・ 市民や企業の従業員などを対象に、社会教育の場において、人権教育を推進します。
- ・ 全ての小中学校において、人権の意義や内容、重要性についての理解と認識を培うための人権教育を推進します。

¹ 人権感覚育成プログラム

児童生徒の主体的な学習活動を促す参加体験型の人権学習プログラムのこと。

関連個別計画

狹山市同和行政基本方針

狹山市同和教育基本方針

第4次狹山市教育振興基本計画

関連するSDGsのゴール



施策4 2 平和意識の高揚

施策の目指す姿

市民一人一人の平和への関心が高まり、日々の暮らしのなかで、平和の尊さが意識されています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
平和祈念講演会参加者の満足度 (参加者アンケートで満足と答えた人の割合)	96%	実績値以上

施策の現状

- 平成元年（1989年）に平和都市宣言を行ったほか、平成24年（2012年）から平和首長会議に加盟しています。
- 平和の尊さや大切さを市民に伝えるため、平和祈念講演会を開催しています。
- 公民館において、平和の尊さや大切さに触れる講座などを開催しているほか、図書館において、平和関連資料の特集展示を行い、市民の平和意識の高揚に取り組んでいます。
- 全ての小中学校において、戦争体験者の証言映像の視聴などを行い、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えています。

施策の課題

- 恒久平和の実現に向け、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代に伝える取組の更なる推進が必要です。

主なとりくみ

（1）平和に対する意識の高揚

- 公民館や図書館などにおいて、幅広い世代を対象とした平和に関する講座や資料展示などを行い、市民の平和に対する意識の高揚を図ります。
- 全ての小中学校において、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える戦争体験者の証言映像の視聴などによる平和学習を推進します。

関連個別計画

第4次狭山市教育振興基本計画

関連するSDGsのゴール



第4節 文化を通して豊かな心を育むまち

施策4.3 文化の振興

施策の目指す姿

多くの市民が自主的に文化活動に取り組むとともに、郷土の歴史や伝統文化への理解と愛着を深めています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
市民文化祭参加者の満足度 (参加者アンケートで満足と答えた人の割合)	— (新規取得)	85%
文化財活用事業参加者の満足度 (参加者アンケートで満足と答えた人の割合)	89%	91%

施策の現状

- 狹山市文化団体連合会をはじめ、様々な文化団体が自主的な活動を行っています。
- 公民館や図書館、市民会館において、市民文化祭や市民展など、市民の文化活動の発表の場を提供しています。
- 市民が伝統文化に触れる機会として、狹山市茶道連盟と連携し、さやま大茶会を開催しているほか、芸術に触れる機会として、音楽会や演劇会などを開催しています。
- 文化の振興に取り組んでいる団体が行う文化事業に対し、補助金の交付による支援を行っています。
- 県や本市の指定を受けた文化財の保護に取り組んでいるほか、文化財関係資料の収集・保存・調査研究・公開と、郷土の歴史や文化財に関する講演会などを開催しています。
- 指定文化財の修繕や民俗芸能の後継者育成に対し、補助金の交付による支援を行っています。

施策の課題

- 市民の自主的な文化活動の促進と郷土の歴史や文化に対する更なる理解の促進と愛護意識の醸成が必要です。

主なとりくみ

(1) 文化活動の促進

- 文化活動に取り組む団体の活動支援や発表の機会の充実を図り、市民の自主的な文化活動を促進します。
- 本市にゆかりのある文化人の発掘などによる、特色のある文化の振興を図ります。
- 公民館などで活動する文化団体に関する情報や様々な文化事業に関する情報を発信します。
- 子供から高齢者まで、誰もが文化や芸術に親しめる機会の充実を図ります。

(2) 文化財等の保存・継承と活用の推進

- 指定文化財の保護・継承と文化財関係資料の収集・保存・調査研究を推進するとともに、それらの公開と歴史文化講座や文化財講習会などの活用を推進します。
- 文化財の保護や民俗芸能の継承に取り組む団体の活動を支援します。

関連個別計画

第4次狭山市教育振興基本計画

関連するSDGsのゴール



施策4 4 国際交流と都市交流の推進

施策の目指す姿

幅広い分野での交流によって深まった相互理解のもとで、市民と市内に在住する外国人が一緒にイベントなどに参加し、地域を盛り上げています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
市内在住外国人との交流事業への参加者数	2, 204人	3, 000人

施策の現状

- 本市においては、市民主体の国際交流に力点を移しており、その中心的な役割を担っている狭山市国際交流協会と連携し、日本語教室や外国人相談支援などを行っているほか、国際交流の集いなどの市民と市内に在住する外国人が交流できるイベントを開催しています。
- 姉妹都市である大韓民国統營市及びアメリカ合衆国ワージントン市とは、国際交流協会による市民相互訪問やホームステイの受入れなどの親善交流を行っているとともに、友好交流都市である中華人民共和国杭州市とは、各種式典やイベントなどへの代表団の相互招待などを行っています。
- 国内の友好交流都市である新潟県津南町とは、毎年開催しているさやま大茶会への名水「竜ヶ窪の水」の提供のほか、両市町の市民・町民による互いの伝統行事への参加などの交流を行っています。

施策の課題

- 地域における市民の身近な国際交流の機会と姉妹都市・友好交流都市との交流の機会の更なる充実が必要です。

主なとりくみ

(1) 地域での国際交流の推進

- 身近な国際交流として、狭山市国際交流協会と連携し、市内在住・在勤・在学の外国人が地域のイベントなどに参加できる機会の充実を図ります。

(2) 姉妹都市・友好交流都市との交流の推進

- 姉妹都市である大韓民国統營市及びアメリカ合衆国ワージントン市並びに友好交流都市である中華人民共和国杭州市とは、市民の異なる文化に対する理解を深め、国際感覚を育むため、幅広い分野において市民を中心とした親善交流を推進します。
- 国内の友好交流都市である新潟県津南町とは、異なる環境や自然を有する自治体として相互の活性化を図るため、幅広い分野において、それぞれの特色を生かした交流を推進します。
- 姉妹都市・友好交流都市との交流を行う団体の活動を支援します。

関連個別計画

—

関連するSDGsのゴール



第6章 市民生活

～地域とともに支え合う安全・安心なまちづくり～

節	施策
1 一人一人が主役のまち	45 市民主体のまちづくりの推進
	46 男女共同参画の推進
2 災害対応に優れたまち	47 危機管理防災体制の充実
	48 消防・救急体制の充実
3 安全・安心に暮らせるまち	49 交通安全対策の充実
	50 地域防犯対策の推進
	51 市民相談と消費生活相談の充実
	52 基地周辺環境の整備の推進

第1節 一人一人が主役のまち

施策4.5 市民主体のまちづくりの推進

施策の目指す姿

地域コミュニティへの参加意識が高まり、市民が身近な地域の課題やまちづくりに主体的に関わっています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
自治会加入世帯数	43,597世帯	実績値を維持する

施策の現状

- 自治会と行政が連携して、様々な課題解決に取り組んでおり、自治会をはじめとした地域コミュニティが担う役割は拡大しています。
- 集会所の増改築・改修などに対して補助金を交付し、地域コミュニティ施設の整備を支援しています。
- 地域の課題を解決するための人材育成やその人材を生かす仕組みづくりに向け、さやま市民大学を運営しています。

施策の課題

- 人口減少や高齢化の更なる進行など、社会環境の変化が加速するなか、主体的にまちづくりに取り組む担い手の育成が必要です。
- 自治会への加入や地域コミュニティへの参加を一層促進するための幅広い世代が活動に参加できる仕組みづくりと施設の整備などの支援が必要です。

主なとりくみ

(1) 地域コミュニティの活性化の促進

- 自治会活動を支援するとともに、自治会連合会などと連携し、自治会への加入を促進します。
- 自治会や社会福祉協議会、PTA、消防団、市民活動団体などと連携し、地域コミュニティの形成を促進します。
- 地域の特色を生かしたまちづくりに向け、地区まちづくり推進会議などを中心として、市民同士のつながりを強化するとともに、地域課題の解決や地域の活性化への主体的な参加を促進します。

(2) 地域コミュニティ施設整備の支援

- 集会所の建築や改修、借上げなどへの助成を行い、地域コミュニティ施設の整備を支援します。

(3) まちづくりを担う人材の育成

- さやま市民大学を拠点として、幅広い世代の多様な人材の育成を図ります。

関連個別計画

—

関連するSDGsのゴール



施策4 6 男女共同参画の推進

施策の目指す姿

男女が互いの人権を尊重し、多様な個性を認め合い、性別に関わりなく市民一人一人が個性と能力を発揮しています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
審議会などにおける女性委員の登用率	32.3%	40%

施策の現状

- 女性の社会進出が進むなかで、依然として根強く残る性別による固定的役割分担意識や男女の格差の解消に向けた啓発活動や講座、セミナーなどを行っています。
- 配偶者による暴力（DV「ドメスティック・バイオレンス」）の相談件数は増加傾向であり、その内容も深刻化していることから、DV防止の啓発活動やDV被害者への相談支援を行っています。
- 「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行により、性的マイノリティ¹への理解増進の必要性が高まっていることから、啓発活動を行うとともに、令和3年（2021年）10月からはパートナーシップ宣誓制度²を開始するなど、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて取り組んでいます。

施策の課題

- 多様性が認められた男女共同参画の推進や女性活躍の推進に向け、DVの防止や多様な就労環境の整備、女性の政策・方針決定への参画、意識啓発などの更なる取組が必要です。

主なとりくみ

（1）男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

- 男女が互いの人権を尊重し、多様性が認められる社会の実現に向けて啓発活動を推進します。
- 性別に関わらず、子育てや介護などの家庭生活と仕事の両立が可能となるよう、関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランス³の実現に向けた啓発活動を推進します。
- DV防止に向け、啓発活動を推進するとともに、相談支援体制の充実を図ります。

¹ 性的マイノリティ

同性愛者や両性愛者など性のあり方が少数派の人々のこと。

² パートナーシップ宣誓制度

双方またはいずれか一方が性的少数者であり、お互いを人生のパートナーとして協力し合って生活を共にすると約束した二人が、市長に對してパートナーであることを宣誓する制度のこと。

³ ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活を調和させながら、誰もが多様な生き方を選択・実現できること。

(2) 女性の活躍の推進

- 女性があらゆる分野の政策・方針決定過程から参画できる機会の拡充を図ります。
- 個人の価値観やライフスタイルに応じた働き方が選択できるよう、多様な働き方の普及を図ります。

関連個別計画

第5次狭山市男女共同参画プラン

関連するSDGsのゴール



第2節 災害対応に優れたまち

施策4.7 危機管理防災体制の充実

施策の目指す姿

複雑化・多様化する危機に対応した危機管理防災体制が整備され、自然災害や不測の事態に迅速かつ的確な対応を行うことで、市民生活の安全が確保されています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
自治会などにおける自主防災組織の結成数	96組織	99組織

施策の現状

- 自然災害や市民生活を脅かす事態に備えるため、「地域防災計画」や「国民保護に関する計画」を策定し、適宜見直すことで、危機管理防災体制の充実に取り組んでいます。
- 地域防災の充実と強化に向け、自主防災組織¹の結成や地域の防災リーダーの育成支援を行うとともに、企業が有する資源や人材を活用した、防災・減災に資する協定の締結を進めています。
- 脅威を増す自然災害に備えるため、防災行政無線のデジタル化や自走式トイレカーの導入など防災設備の充実と備蓄品の安定確保を進めています。

施策の課題

- 南海トラフ巨大地震や首都直下型地震、富士山噴火など今後想定される大規模災害や市民生活を脅かす様々な危機に対する最新の被害想定やリスクを踏まえ、危機管理防災体制の不断の見直しを行うことが必要です。
- 行政だけで災害対応を行うことには限界があるため、「狭山市防災基本条例」に基づき、自らの命を守る「自助」、地域住民が協力して助け合う「共助」、行政が主体となって行う「公助」が相互に連携・協力し、防災対策に取り組んでいくことが必要です。
- 災害発生時における、高齢者や障害者など配慮が必要な方への避難のための支援体制を充実するとともに、災害関連死の防止と避難者的人権尊重に視点を置いた、避難生活における良好な生活環境の確保が必要です。

¹ 自主防災組織

災害が発生した際に、初期消火や避難誘導などの活動を自主的に行う地域住民組織のこと。

主なとりくみ

(1) 個別行動マニュアルの整備と初動体制の強化

- 「地域防災計画」や「業務継続計画」、「国民保護に関する計画」に基づく個別行動マニュアルの整備と、P D C A サイクル¹に基づいた随時の見直しを行うとともに、各種訓練の実施により自主防災組織や防災関係機関、各種関係団体などとの連携の強化を図ります。
- 自衛隊や警察との連携による総合的な危機管理防災体制のもと、災害時における初動体制の強化を図ります。

(2) 自助・共助による地域防災力の向上

- 市民の防災に関する知識や災害時に適切に行動できる力を身につけるための普及啓発を図ります。
- 市全域にわたる自主防災組織の育成と強化を図ります。また、自治会と連携し、避難行動要支援者避難支援体制の強化を図ります。
- 自治会や自主防災組織、事業者、学校など地域の住民などが、地域防災力の更なる向上を目指し、各地区の特性に応じた防災活動を定めるための防災計画の作成を支援します。

(3) 災害応急対策の充実

- 災害時に必要となる物資や資機材の配備と備蓄品の充実を図るとともに、老朽化した大型備蓄倉庫の改修と防災設備の維持管理を徹底し、災害時における応急対策の充実を図ります。

関連個別計画

狭山市地域防災計画

狭山市地域強靭化計画

国民保護に関する狭山市計画

狭山市業務継続計画

関連するSDGsのゴール



¹ P D C A サイクル

Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善を促す手法のこと。

施策4.8 消防・救急体制の充実

施策の目指す姿

市民の生命、身体、財産を守るため、埼玉西部消防組合との連携と消防団の充実強化が図られ、頻発化・激甚化する災害などへの対応が迅速かつ的確に行われています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
消防団員数（4月1日時点）	237人	250人

施策の現状

- 本市と所沢市、飯能市、入間市、日高市で構成する埼玉西部消防組合により、市域に捉われない対応による初動体制の強化や、消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が図られています。
- 埼玉西部消防組合と構成5市の消防団の連携が強化され、災害情報を即時に配信し、速やかな参集につながる体制が構築されています。
- 「狭山市消防団の組織の再編と施設などの整備に関する基本方針」を策定し、地域防災体制の再編と計画的な施設整備を推進しているほか、女性消防団員による火災予防や応急手当指導、地域での訓練指導などの活動も積極的に行ってています。
- 更なる地域防災力の強化に向け、特定の活動や役割に限定した機能別団員制度¹を導入し、消防団員の扱い手の幅を広げています。

施策の課題

- 頻発化・激甚化する災害などに迅速かつ的確に対応するため、埼玉西部消防組合と消防団との一層の連携を推進するとともに、減少・高齢化が進む消防団の組織を再編するなど地域の防災体制を充実強化することが必要です。

主なとりくみ

（1）埼玉西部消防組合との連携の推進

- 市民の生命・身体・財産の保護と様々な災害などに迅速かつ的確に対応するため、埼玉西部消防組合と消防団との一層の連携を推進するとともに、消防・救急業務が円滑に遂行できるよう支援します。

（2）消防団の充実と強化

- 様々な災害などに迅速かつ的確に対応するため、消防団への加入促進に取り組み、消防団を中心とした地域の防災体制の強化を図ります。
- 地域の実情を反映した組織・運営体制を目指し、消防団の施設、車両、装備などの適正な配置及び計画的な整備を推進します。
- 火災予防・広報団員、OB団員など、それぞれの能力やメリットを生かしながら、特定の活動や役割のみに参加する機能別団員制度を運用し、団員数の増加を図ります。

¹ 機能別団員制度

全ての消防団活動に参加できない人が、市町村で定めている特定の活動・役割に従事する制度のこと。

関連個別計画

狭山市消防団の組織の再編と施設などの整備に関する基本方針

関連するSDGsのゴール



第3節 安全・安心に暮らせるまち

施策4.9 交通安全対策の充実

施策の目指す姿

市民一人一人の交通ルールやマナーの遵守と、交通安全施設の適切な整備により、市内の交通事故が減少しています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
市内で発生した人身事故件数	281件	253件

施策の現状

- 交通安全意識の高揚に向け、未就学児から高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教室を開催しているほか、自治会や交通安全関係団体、関係機関などと連携し、街頭啓発活動や交通事故の防止活動を行っています。
- 路面標示や道路反射鏡、道路照明灯などの整備を推進しているほか、スクールゾーンやキッズゾーン、ゾーン30¹に指定された区域内における歩行者などの安全対策を推進しています。
- 高齢運転者の事故防止に向け、運転免許証の自主返納を促進しています。

施策の課題

- 交通事故の発生を防ぐため、交通安全意識の高揚と交通安全施設の適切な維持管理が必要です。

主なとりくみ

(1) 関係機関と連携した交通安全意識の高揚

- 学校や地域コミュニティと連携し、こどもから高齢者まで、幅広い世代を対象とした交通安全教室を開催し、交通ルールへの理解を深めるとともに、交通安全に関する啓発活動を推進します。

(2) 事故多発地点などへの交通安全施設の整備

- 学校や警察、道路管理者などの関係機関と連携し、交通安全施設の点検の強化を図るとともに、安全で快適な道路交通環境の整備を推進します。

関連個別計画

第2次狭山市都市計画マスタープラン

関連するSDGsのゴール



¹ ゾーン30

生活道路において、時速30キロの速度規制と必要な安全対策を組み合わせ、自動車走行速度や通り抜けを抑制する交通安全対策のこと。

施策 5 0 地域防犯対策の推進

施策の目指す姿

市民や警察、関係団体と連携した防犯活動や防犯設備の充実により、市民の防犯意識が高まり、市内での犯罪の発生が減少しています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和 6 年度	令和 1 2 年度
人口 1, 000 人あたりの刑法犯認知件数	5. 3 件	4. 9 件

施策の現状

- 犯罪の手口や種類が多様化するなか、地域防犯パトロールなどの防犯活動のほか、公式ホームページや S N S¹などにより防犯に関する情報を発信し、市民の防犯意識の高揚に取り組んでいます。
- 警察や関係機関と連携し、防犯意識の啓発などを行っているほか、自主防犯組織として地域防犯ネットワーク（アポック）²が組織され、地域で活発な防犯活動が行われています。
- 犯罪発生の防止に向け、防犯上、危険と認識される市内各所へ防犯カメラを設置しているほか、L E D 防犯灯の整備を推進しています。

施策の課題

- 安全で住みよい地域環境を確保するため、地域ぐるみの防犯活動・防犯対策の推進と防犯意識の高揚が必要です。
- 民家などへの侵入盗や自転車盗が多発しているため、広域的な防犯対策の推進が必要です。

主なとりくみ

（1）地域防犯活動の推進

- 警察や関係機関と連携して防犯活動を推進するとともに、自治会などの地域住民や地域防犯ネットワーク（アポック）を中心とした自主防犯組織による防犯・見守り活動を支援し、更なる防犯体制の強化を図ります。
- 通学路での青色回転灯装着車両によるパトロールや地域と連携した見守りを推進します。
- 警察などから入手した防犯に関する情報を迅速に発信するとともに、自治会や関係団体などと連携した啓発活動を通じ、市民の防犯意識の高揚を図ります。
- 巧妙化する振込め詐欺や預貯金詐欺をはじめとした特殊詐欺被害の防止に向け、地域全体での注意喚起を図るとともに、S N Sなどを活用した情報発信を推進します。

¹ S N S

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上での情報の発信や共有を通じ、利用者同士が交流できるサービスのこと。

² 地域防犯ネットワーク（アポック）

自治会や学校、P T A、子ども 1 1 0 番の家、交番などが連携し、犯罪に対する情報を共有するとともに、地域における自主的な防犯活動を行う組織のこと。

(2) 防犯設備の充実

- 犯罪の発生を未然に防止する環境の整備に向け、防犯上、危険と認識される場所への防犯灯や防犯カメラの設置を推進します。

関連個別計画

—

関連するSDGsのゴール



施策 5.1 市民相談と消費生活相談の充実

施策の目指す姿

市民がいつでも身近に利用できる相談窓口体制が充実し、安心した暮らしが実現されています。また、市民一人一人の消費生活に対する意識が高まり、安全・安心な消費生活が実現されています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
消費生活相談の件数	1,423件	1,089件

施策の現状

- 市民の多様な相談に対応するため、法律や税務、行政相談などに関し、各専門相談員を配置しています。
- 令和5年（2023年）7月に「犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者などへの支援に取り組んでいます。
- 消費生活相談については、消費生活専門相談員や消費生活アドバイザーが対応しているほか、法律的な対応が必要な場合は、弁護士による相談対応を行っています。
- 消費者被害を未然に防止するため、広報紙や公式ホームページ、SNS¹などにより情報を発信しているほか、消費生活講演会やくらしの移動教室など開催し、消費生活に関する意識の啓発に取り組んでいます。

施策の課題

- 複雑化・多様化する相談ニーズに対応するため、更なる市民相談の充実が必要です。
- 消費者被害を未然に防止するため、適切な情報発信と消費者の意識啓発が必要です。

主なとりくみ

（1）市民相談の充実

- 複雑化・多様化する相談ニーズに総合的に対応するための専門相談の充実や、相談体制の充実を図ります。
- 関係機関と連携・協力を図りながら、犯罪被害に対する市民理解を深めるための啓発活動や犯罪被害者などへの支援の充実を図ります。

（2）安全・安心な消費生活の推進

- 消費者が的確な判断ができるよう、様々な商品やサービスに関する情報を迅速に発信します。
- 複雑化・多様化する消費者被害への対応や、消費者の権利と利益を擁護するための専門相談員による消費生活相談など、安全・安心な消費生活の実現に向け、相談体制の充実を図ります。
- 幅広い年代に対応した講座や講演会などを開催するとともに、消費者トラブルに関する情報と対処方法の周知などの啓発活動を推進し、消費生活に対する意識の高揚を図ります。

¹ SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上の情報の発信や共有を通じ、利用者同士が交流できるサービスのこと。

—

関連するSDGsのゴール



施策52 基地周辺環境の整備の推進

施策の目指す姿

入間基地に起因する障害が最小限に抑えられ、基地周辺の生活環境が適切に整備されることで、市民が安心かつ安定した生活を過ごしています。

施策の成果指標

成果指標名	実績値	目標値
	令和6年度	令和12年度
国の関係諸機関への要望活動の実施回数	6回	6回

施策の現状

- 入間基地に起因する航空機などの飛行による騒音や振動の被害について、国や基地に対し、その解消・軽減のための対策を講じるよう要望しています。
- 防衛施設が所在する他の自治体と、様々な機会を通じて積極的な情報交換を行っています。
- 入間基地に起因する障害の軽減対策として、国の補助事業を活用し、小中学校などの防音・空調工事や道路・防災施設などの整備を推進しています。

施策の課題

- 入間基地に起因する障害の軽減による基地周辺の生活環境の向上が必要です。

主なとりくみ

(1) 要望活動の推進

- 航空機の離発着回数の削減や安全飛行の徹底、入間基地の運用に関する十分な情報提供などについて、国や基地に要望します。
- 住宅防音工事の対象区域の拡大や工事内容の拡充、補助事業の対象範囲の拡大、補助金の増額などについて、様々な機会を捉え、国に要望します。

(2) 基地対策事業の推進

- 公共施設における防音対策が維持できるよう、計画的な施設の更新を推進します。
- 道路や消防・防災施設などの整備を推進します。
- 入間基地に起因する障害の解消に向け、関係機関と連携して周辺住民の生活環境の向上を図ります。

(3) 基地対策の周知

- 周辺住民が安心して生活できるよう、入間基地に起因する障害やその防止対策、国の補助事業などの情報を発信します。

関連個別計画

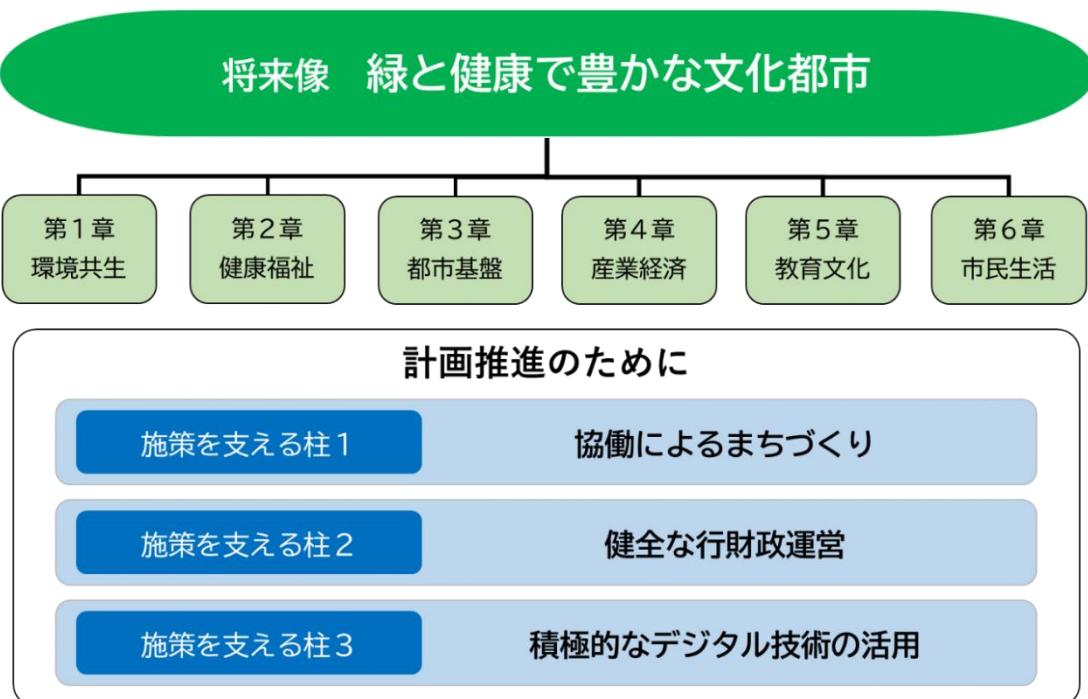
—

関連するSDGsのゴール



計画推進のために

将来像の実現に向けて推進する全ての施策を支える柱として、「協働によるまちづくり」、「健全な行財政運営」、「積極的なデジタル技術の活用」を定め、本計画の実効性を高めます。



施策を支える柱1：協働によるまちづくり

- 本市では、平成31年（2019年）に「狭山市協働によるまちづくり条例」を制定し、“自分たちのまちは、自分たちでつくる”を合言葉に、市民と力を合わせて魅力あふれるまちづくりを進めており、引き続き、企業や教育機関も含めた多様な主体と連携しながら、協働に対する理解の深化や情報の提供、担い手の裾野拡大を図ります。
- 広報紙や公式ホームページ、SNS¹、メール配信サービスなどによる情報の発信や、オープンデータ²の公開による情報の共有を図るとともに、市政に関する意見や要望などの市民ニーズを把握するため、パブリックコメント³などの広聴活動を推進します。
- 市民とともに、本市の魅力を発信するシティプロモーション⁴活動を推進し、認知度の向上と市民の郷土愛の醸成を図ります。

関連個別計画

¹ SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネット上での情報の発信や共有を通じ、利用者同士が交流できるサービスのこと。

² オープンデータ

行政機関などが保有する公共データを機械判断に適したデータ形式で、かつ、誰もが二次利用を可能とするルールによって公開されたデータのこと。

³ パブリックコメント

行政機関が基本的な政策や制度を定める計画などを策定する際に、広く住民からの意見を集め、意思決定に反映させることを目的とした制度のこと。

⁴ シティプロモーション

地域を活性化させることを目的に、地方公共団体が行う宣伝・広報・営業活動のこと。

施策を支える柱2：健全な行財政運営

- 中期的な視点に立った財政見通しのもと、将来に過度な負担を残さないよう、事業の選択と集中による財政運営の健全化を図ります。
- 受益者負担の原則に基づいた使用料や手数料などの適正化や後年度負担を考慮したうえでの市債の積極的な活用、公共施設などの広告媒体としての活用、ふるさと納税制度の活用などを通じ、安定的な財源の確保を図ります。
- 近隣自治体との連携による行財政資源の広域的な活用や、事務事業の包括的民間委託や指定管理者制度¹の導入などの公民連携による民間の経営ノウハウの活用により、経費の縮減と行政サービスの向上を図ります。
- 機能的な組織運営の推進と定員管理の適正化に向け、随時の組織体制の見直しと適正な定員管理を行うとともに、活力ある組織を支える職員の育成と最大限のパフォーマンスを発揮できる働きやすい職場環境の整備を推進します。
- 本市が保有する公共施設の多くが築30年以上を経過しているなか、必要な行政サービスを継続的に提供するため、公共施設の予防保全型の維持管理と長寿命化を推進し、ライフサイクルコスト²の縮減を図るとともに、機能の集約化や複合化などによる公共施設の総量の削減を図ります。

関連個別計画

狭山市行財政改革指針

狭山市定員管理指針

第3次埼玉県西部地域まちづくり構想・計画（ダイアプラン）

狭山市公共施設等総合管理計画

狭山市公共施設再編計画

使用料・手数料の適正化に係る基本方針

¹ 指定管理者制度
地方公共団体に代わり、事業者などが専門知識や技術を活かして公の施設の管理運営をすることができる制度のこと。

² ライフサイクルコスト
設備や資産の取得から廃棄までの全期間にわたって発生する総コストのこと。

施策を支える柱3：積極的なデジタル技術の活用

- 徹底したBPR¹のもとで積極的にデジタル技術を活用し、「行かない窓口²」や「書かない窓口³」、「リモート相談」などによる行政手続きにおける市民の利便性向上と負担軽減を図るとともに、より質の高い行政サービスを提供するための内部事務の効率化を図ります。
- デジタル技術の活用にあたっては、誰もがデジタルの恩恵を享受できるよう、地域社会全体での情報リテラシー⁴の向上を図るとともに、効率的かつ安全に行政情報システムを運用するために、システムの最適化による全体コストの削減と技術的、人的な対策を組み合わせた強固な情報セキュリティを確保します。

関連個別計画

狹山市DX推進計画

¹ BPR

Business Process Re-engineering（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の略で、既存の業務フローや組織構造を根本的に見直して再構築すること。

² 行かない窓口

市役所などに出向かなくても手続きや相談ができるサービスのこと。

³ 書かない窓口

来庁者が窓口で書類に記入しなくても各種手続きができるサービスのこと。

⁴ 情報リテラシー

情報を適切に収集、評価、利用、発信する能力のこと。